

## JICA 環境社会配慮ガイドライン第七回改定委員会議題

平成十五年四月二十五日（金曜日）

午前九時三十分開議

JICA 国際協力総合研修所 国際会議場（新宿区市ヶ谷）

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長
代理出席		
委員	佐々木 英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
欠席委員		
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会

- ◇-----
- **原科共同議長** どうもおはようございます。共同議長の原科でございます。國島共同議長と交代で担当しておりますので、本日は原科が担当致します。

それでは早速、昨日の議論の続きということで、本題に入ります。お手元に今日も資料を用意して頂きましたけれども、1番目の議題、「現行環境配慮ガイドラインの評価と課題」、2番目の「JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっての基本的な考え方」。これは既に資料をご紹介して頂きましたので、順次議論に入りたいと思います。まず、1番の「現行環境配慮ガイドラインの評価と課題」。これに関しますご意見から頂きたいと思います。

昨日若干ご意見を頂いておりますので、この件は具体的な論点の協議にも重なってまいりますので、1番と2番は基本的な情報提供は頂いたということで、3番に進んでよろしいでしょうか。それでは、そう致します。3番の「論点の協議」で、具体的に検討したいと思います。「I.基本的事項」ということで、1から5までございます。これはもう一度、資料をご確認頂きたいと思いますので、3ページ以降でございます。事務局からご紹介頂きましょうか。お願い致します。

- **事務局 鈴木 (以下 鈴木)** おはようございます。3ページから、「基本的事項 (JICA としてのとりあえずの考え方)」について、ご説明させて頂きたいと思います。まず、基本方針の3、4ページにかけてのところ、一旦止めた方がよろしいでしょうか。それでは、基本方針のところをご説明致します。「1.環境社会配慮の基本方針」。これは定義を含めて記載しております。

①開発途上国政府が行う環境社会配慮の努力を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する。開発途上国において JICA の協力事業が環境と地域社会に及ぼす影響を回避または低減し、受け入れることが出来ないような影響をもたらすことがないよう、開発途上国政府により適切な環境社会配慮がなされる必要があるということでございます。説明をその下に付け加えております。環境社会配慮の定義でございますが、環境社会配慮とは、自然のみならず非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮することを言っております。ここは JBIC のガイドラインと同様の定義を使わせて頂いております。配慮の意味するところは、事業の計画と実施にあたって、情報公開と利害関係者の参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、実行可能な範囲でその影響を回避または低減するような対策を講ずることを言う。これは通常、環境アセスメントにおいて使われている配慮という概念を、ここに提示させて頂いております。

②主体でございます。環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。その説明を下に入れております。JICA の協力事業において、環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。JICA は、それを本ガイドラインに照らし環境社会配慮の内容を確認し、開発途上国政府またはその実施機関を支

援するというのが、JICA の立場と考えております。

③今 JICA は確認し、支援する立場と申し上げましたが、そこについての説明でございます。開発途上国が行う環境社会配慮の内容を確認し、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。これはどのようなことを意味しているかといえますと、その下でございます。採択された事業について、内容と規模、立地環境の情報と関係する環境社会配慮の項目、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、開発途上国政府またはその実施機関の環境社会配慮の内容と体制（予算、組織、人員）及び情報公開や住民参加等の措置と実行状況について、プロジェクトサイクルの各段階で確認する。（このプロジェクトサイクルは後ろにつけております、以前にご説明した表でございます。それぞれのプロジェクトサイクルにどのようなスキームが当てはまるか、参考に 7 ページにつけております。）この各段階で確認し、事業の性質や時間と費用の限界を考慮した上で、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。また、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮を行うよう先方に働きかける。環境社会配慮が不十分と判断する場合は、JICA の協力事業の中止を我が国政府に提言することもあり得るという点でございます。

④住民参加と情報公開を先方機関に要請する。環境社会配慮のための必要条件として、JICA が作成する報告書を含めて関連する情報を適切な方法で公開すること、多様な利害関係者の参加の促進と、対話の重視を先方機関に要請する。同時に、JICA は、環境社会配慮に関連する重要な情報を、適切な時期に適切な方法で先方機関の了解を取り付けた上で公開する。

⑤ここは特に JICA として、技術協力の実施機関としての環境対処能力の向上にあたっての支援でございます。開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援する。開発途上国政府が、環境社会配慮を行う上でその能力が不十分な場合、JICA は環境に係る組織や関係者の総合力を高めるため、環境に関する技術の習得等を含めた人材育成を推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力をを行う。先方政府ないし、実施機関が、環境社会配慮といった点について技術力が不足している場合、あるいは体制が不足している場合、技術協力という手段で支援していくという点を述べております。

⑥ガイドライン遵守確保のための体制を整備する。この JICA 環境社会配慮ガイドラインが完成致しましたら、それを遵守するために、ガイドラインの遵守を JICA 内でチェックするとともに、必要な段階で外部からのコメントを受け付け、必要な措置をとると遵守体制について記しております。以上、基本方針でございます。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。まず 1 番目の「環境社会配慮の基本方針」ということで、だいたいこのような内容を盛り込んではいかがでしょうかということですが、この点に関しましてご意見、あるいはその前にご質問があればお願い致します。藤森委員、どうぞ。
- **藤森委員** はい。国土交通省の藤森でございますが、昨日松本委員のご説明がございま

した時に申し上げたとおりなのですが、この委員会で議論しておりますのは、JICA のガイドラインの改定でございます。もう一度、JICA が関与されている各事業における関与の仕方、責任というものを確認したいと思います。それにあたって JICA が行われる、または自ら決められること、他の機関にお願いすべきこと、区別してもう一度基本方針を検討していく必要があると思います。

ここで書いてある基本方針は、事業全体を眺めて、最終的に各事業の便益を受ける方、各事業で影響を受ける方に対して、最終的にどのようなインパクトがあるのかということ、どれだけ少なくするかという主旨で書かれていると思いますが、それはそれで基本方針ではありますが、基本方針とガイドラインの目的、それからガイドラインが最終的に JICA のガイドラインとして達成する範囲というのはどこなのかということ再度確認して、ご議論頂かないと非常に各委員のそれぞれのお立場で色々な意見が出てくるものですから、議論が色々なところになってしまい、他の方が別の観点をおっしゃるので、なかなか収束が難しいと思います。もう一度、共同議長にお願いしたいのですが、このガイドラインの目的というものを再度皆様にご確認頂ければと思います。以上です。

- **原科共同議長** 今のご意見いかがでしょうか。基本方針ですから、おっしゃるように大きな 3 つの事業があります。それぞれ共通するものとし、基本方針を示しておいて、2 番目の目的のところ、今おっしゃったようなことを明確に書いた方がいいと思います。ただ、2 番目にも書いていないので、これでは不十分だと思います。おっしゃったように明確にする必要があると思いますけれども、1 番の基本方針はトータルで考えてもいいと思います。この点はいかがでしょう。事務局のお考えをお聞かせ下さい。
- **鈴木** ありがとうございます。私どものガイドラインは、藤森委員がおっしゃったとおり、勿論基本方針は基本方針として議論していかなければならないと思うのですが、JICA の責任範囲の部分。これは何を指しているかと申しますと、こちらの今の基本方針のところに、採択された事業についてというのが 3 番目に書いてあります。JICA としては、政府から実施指示があった事業を受けて、それをどのように環境社会配慮での適切な措置を取っていくかということになります。

開発調査につきましては、最終的には本格調査報告書を提出して、それを国へ提出する。その作成過程において、どのような環境社会配慮を JICA として行うかというのが、JICA の所掌範囲でございますし、無償資金協力も同様に基本設計報告書の作成までが、我々の所掌でございます。技術協力プロジェクトにつきましては、昨日深田から申しましたように、実施部分についても、かなりの程度の JICA の関与がございます。

ですからプロジェクトサイクル、先程少し触れました 7 ページに、プロジェクトサイクルという JICA の 3 つ（開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト）の関係というものを示しておりますが、この上から 2 番目の準備というところ。ここがまさに開発調査の事前調査、案件調査の実施指示があつて、案件の事前調査なり、本格調査を行って報告書を出すまでのところ。無償資金協力ですと、同様に JICA に指示がありま

して、それを受けて基本設計を行うところがこの準備の部分になります。技術協力プロジェクトも同様に、外務省からの指示を受けて、準備。ここについては、最終段階までの実施に関わる。この網掛けで表している部分というのは、基本的には JICA の責任範囲の部分でございますので、JICA のガイドラインに盛り込む範囲としては、この部分が適切ではないかと我々は考えております。これ以外につきましては、どのようにしていくのか。そこは委員会の議論、あるいは国のご意見も頂ければと考えております。以上でございます。

○ **原科共同議長** そうしますと、今のご説明で、全体を見ると今おっしゃったことはわかるのですが、冒頭の基本方針でそのような感じがわかりにくい気がします。どうでしょうか。よろしいでしょうか。このあたりは皆さんのご判断でお聞きしたいと思います。

○ **鈴木** 盛り込むべき項目がもしあれば、我々は 3 番目の採択された事業についてという言葉に入れたつもりではいたのですが、あまり明確には書いておりません。

○ **原科共同議長** あるいは早い段階で、大きく 3 つの種類があるということ、どこかに書いて、何か注釈をつけたらいかがですか。「3.2」にスキームの取り扱いと書いております。このあたりのところを、もう少し最初の方に表現した方がいいのかもしれないという感じを持ちました。

ご意見頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。松本委員、どうぞ。

○ **松本委員（メコン・ウォッチ）** おはようございます。メコン・ウォッチの松本です。藤森委員のお話で 1 つ確認したいのは、藤森委員のご懸念というところをクリアにしたいと思うのですが、今日の JICA のペーパー、あるいは昨日私と川村委員で出させて頂いたペーパーは、基本的には基本方針に入れ込むものとしては、環境社会配慮の定義と目的。何故これが必要なのかという点。

それから一体 JICA と現地国政府、実施国政府、あるいは実施機関というものは、どのような責任の分け方があるのかという点。3 点目は、その意思決定との関係。4 点目が、情報公開と参加という考え方。それから範囲。プロジェクトサイクルという意味での範囲。それと私と川村委員の出したものと、JICA との間で違うものは、JICA の方には遵守の体制であるとか、あるいは環境対処能力を向上するための支援を行うということを基本方針として書かれている。

私はどちらかというと、どのような手段をもってという環境社会配慮ガイドラインの方法を、基本方針の中で書かせて頂きました。そのような意味では、実は盛り込まれているアングルとしては、非常に似ているのかと私は思いましたので、恐らく藤森委員がご指摘されている点というのは、それよりもう少し違うポイントかと思いましたので、もう一度そのご懸念をクリアにさせて頂きたいと思います。

○ **原科共同議長** それでは、藤森委員どうぞ。

○ **藤森委員** 松本委員からご質問頂きましたので、お答えいたします。私どもの懸念は、基本方針としてご議論頂く内容は、今後委員の皆様でご議論頂くことなのですが、JICA

から出されたご提案、松本委員・川村委員から出されたご提案は、似通った点をスコープされていると思います。ただ、JICA がお作りになるガイドラインですから、JICA がお出来になる法律や、従来からの政府における位置づけの中で、出来ることと出来ないことがございます。それを踏まえた上で、最終的に現地の方で、影響を受ける方の悪い影響をどれだけ低減するのかという主旨で、このガイドラインを作っているのだということをご確認頂いた上で、JICA にも権限にも限界があるということをご確認頂いた上で、議論された方がいいのではないかとこの主旨でございます。

項目等について議論しているわけではなく、そういう意味でガイドラインの目的と強く言うておりますのは、JICA のガイドラインの目的ですねということをお願いしているということは、JICA の権限に制限があるということをご踏まえた上でお願いしたい。ただ、その制限の中でも、実際 JICA の調査、技術協力、JICA が促進されております無償協力の結果、現地で仮に悪い影響があるとすれば、実際に JICA が現地で事業をやらぬ場合においても、どれだけ提言する方法があるのかということ、委員の皆様方にご議論頂ければと思います。以上です。

- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **事務局 富本（以下 富本）** 企画・評価部の富本でございます。藤森委員のご指摘について、私も同感なのですが、昨日の森嶋委員だったのでしょうか。JICA と政府の関係についてご意見がございまして、それから松本委員の責任の範囲ということにも関連するのですが、結局 JICA が技術協力の一環として開発調査や、基本設計を行う。技術協力プロジェクトはまた別になります。それらを行う場合、基本的にはその国の当該政府、実施機関との間でのいわゆる合意。要するに技術協力協定や、口上書等で初めて行われる事業であります。それは外務省及び各省庁、13 省庁でございますが、その各省庁の合意による指示というものが出発点になっております。

その中で行われる部分というものは非常に限定されているわけでございます。別に責任逃れをするつもりはありませんけれども、従ってここで話し合う範囲が、JICA の権限と責任に及ぶものなのか、そうでないものかということも明確にする必要があるだろうということが1点です。

それから、昨日の森嶋委員のご発言とも関連するのですが、JICA のガイドラインを作った時に、各省庁がこれに対してどのような対応をするのかということも、非常に重要な点でございまして、昨日の山田課長のお話では、JICA のガイドラインを準用するというような言葉を使っておられました。これはあくまでも JICA の実施機関としてのガイドラインでございますので、政府側でそのようなガイドラインについてなんらかの対応をする必要があるのではないかと。これは外務省だけではなく、例えばダム案件であれば、経産省の方から委託費という形で実施指示がくるわけですが、そういった問題についてどのように扱うかということも、あらかじめ検討の中に入れておかなければならない。その中で、JICA として行える最大範囲はどこまでなのかということも、明確にす

る必要があるということでございます。以上です。

- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 藤森委員と富本次長のお話は非常によくわかると思います。確かに JICA が出来ることは明確にするという一方で、その JICA が出来る範囲内で、ガイドラインを書ききるのは、JICA がこの後行う仕事であるということを考えれば、この委員会では比較的小まらしく、要するに JICA の権限か、関係省庁の権限かという両方も含めながら、一体どうやって JICA のガイドラインを実効性のあるものにしていくかという意味からいけば、やはり委託費を出す経産省であるとか、あるいは外務省に対してもこのような努力を求めたいというようなことを、委員会で議論するのは全く問題ないですし、我々のこの委員会からそのような提言が出るということも大切なことだと思います。それをやる意味でも勿論 JICA が出来ることと、出来ないことをしっかりと認識した上で進めることは大切だと思いますが、そうかと言って、この委員会では「JICA が出来ることだけを議論しましょう」というように限ってしまうのではなく、関係する省にも「このような点に努力してもらいましょう」ということも議論していいのではないかとこのように私は思います。
- **原科共同議長** 藤森委員、どうぞ。
- **藤森委員** 松本委員がおっしゃることは、私も同感でございます。JICA が出来ることをはっきり認識した上で、一般論としてどうすべきかという議論をしてもいいのではないかと思います。私ども関係省庁から 3 名出ておりまして、関係省庁に関することにつきましては、その立場で意見がある場合には発言せざるを得ないので、その点はこの場でご議論をさせて頂きたいと思っております。以上です。
- **原科共同議長** 田中委員、どうぞ。
- **田中委員** JICA 専門員の田中です。今回のこのガイドライン改定の元となっている 20 セクターのガイドラインというのが、もう一度確認なのですが、現在開発調査の事前調査で使われるということで書かれているわけです。その一番前段のページに、環境配慮の概説というところがございます。この環境配慮の概説というのが、まさにこの環境配慮をどう考えていくかという JICA の考え方が書かれてあったのですが、古いものから数えますと 13 年も経っておりまして、そういった中で基本理念をどう考えていくかというところが、今ご議論頂いていることだと思います。

そして昨日の議論の中でも、JICA が例えば計画の早い段階で環境配慮をどう考えていくかといった場合に、案件の検討についてお手伝いはするけれども、最終的に採択をするのは外務省の方、あるいは関係省庁の方々がするという部分がございますので、その議論はここの中で議論をした上で、そちらの方々のご意見などもたくさん頂けるとよろしいのではないかと思います。そこ以外の、JICA が行う部分につきましては、既に現行の事前調査のガイドラインの中に入っているもので、それほど大きく動かす部分はあまりないと思っております。ですから、その部分の議論は勿論必要ですけれども、

やはり基本理念としてこの環境配慮の概説部分を新しく revise するという作業が一番大事であって、この部分を英文にして公開するということが求められております。

以前お話したかもしれませんが、アメリカの国家環境政策法を作られたリチャード・カーペンター先生が、私どもの環境アセスの研修の講師をして頂いた時に、JICA の基本的考えというものは、「どのようなものか、英文になっているのか」というお話がありまして、「実はそこのところは、まだ合意形成が取れていない部分があるので、オフィシャルには英文では出ておりません。」というお話をしたことがございます。ですから、アメリカの方々もホームページ上で、英文できちんとした JICA の理念を見せて欲しいというような要望もございましたので、そのあたりも踏まえて、ご議論頂ければよろしいかと思えます。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。そうしますと、環境社会配慮の基本方針というものは、むしろ理念が明確になるような表現にしてはどうかというのが田中委員のご意見だと思います。この部分の記載というか、記述の考え方というのは、いかがでしょうか。これは、基本的には委員会の提言になりますので、先程松本委員がおっしゃったように、あまり起草の議論に囚われた議論だと狭くなってしまいますから、少し膨らましてもいいのではないかと思います。作本委員、どうぞ。

- **作本委員** おはようございます。今のお話を聞かせて頂いていて、難しいところがあると私も再確認致しました。私はここへ来る途中で、お話をしようと考えていたことが 2 つございまして、環境に大きな影響を与えるような場合に、③に書かれているような、当初予定していなかった不適切な点が判明した場合に、そのプロジェクトを中断する、あるいは中止するといった考え方。

もう 1 つは昨日どなたかからご意見が出ていましたし、ADB の資料の中にも出ていましたけれども、初期の段階でも大量の住民移転の問題ですとか、環境への影響が明らかかな場合には、そもそも入り口段階で外すというやり方です。意思決定でありますけれども、明確な基準を出すべきか、どうかという後者の点で悩みながらここへ来たわけですが、この方針の中でそこまでは入り込んでおりません。それもある意味では、JICA 自身で決められていることを超えているのではないかという感じが致しました。

そこまで具体的なプロジェクトの選択に関わるところまで、この方針で入れるべきなのか、あるいはそこは役所との関係の意思決定のところ譲っておくべきなのか。そのところがわからないまま、ここに来てしまいました。以上です。

- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** 富本でございます。松本委員の非常に広い意味で、まず議論をするということであれば、やはり意思決定のところ、相当スクリーニングをするというメカニズムを入れておかない限り、実施指示があったあと、JICA が「このような案件は不適切であるから中止せよ」ということを言っても、それが果たしてその通りに受け止められるか、どうかということについて、100%の保証はないということだと思います。そのような

意味では、どこかでそのようなメカニズムを構築するというメッセージは、入れておく必要があるだろうというように思います。作本委員がおっしゃったとおり、案件の検討の段階、上流の段階からそのような情報を十分吟味し、そういったものについては、昨日部長が言いましたけれども、実施指示をする前に、なんらかの予備的な調査を必要とするのか。あるいは、そのようなものは要請として受け取れないのかというような決定が必要だというように思っております。

- **原科共同議長** 石田委員、どうぞ。
- **石田委員** 今お話がありましたとおり、実際に案件を採択するか、どうかという最終的な決定というものは外務省にあるわけですが、JICAとしてどのように環境社会配慮を行うか。JICAの最終的な提言というのは、やはりどれだけ社会環境、あるいはそのプロジェクトがどのような危険を持っているかということに関して、JICAの責任の範囲内で提言出来ることだと思います。それが最終的に外務省で、これはやはり採択するのだという結論になれば、それは今のシステム上あり得ることかと思えます。JICAとして出来る限りの範囲内で、例えばどうしても環境にあまりにも大きな影響があって、プロジェクトの中止を提言せざるを得ないといった決定もあり得ると私は考えます。
- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** 責任の範囲というお話ですけれども、おっしゃるとおりJICAとしても最大限の努力を払って、その状況についての正確な把握と、提言の作成、相手国政府に対する働きかけという面を行うということについては、全く異論がないことと思えますが、現行のシステムの中で、それをどのようなルートで行うのかを検討する必要があるかと思えます。

先程も申しましたとおり、二国間関係でございますので、まず相手国の国内法というものがございまして、それから一義的には外務省という、外交関係のフロントで行っていらっしゃる役所があるわけです。それに対して実施機関として、どこまで踏み込んで、相手国政府に対して物事を働きかけられるかというあたりも、十分に吟味しながら、その責任範囲というものを確定しない限り、あらゆるものがJICAの責任としてくるということでは、我々としても権限もないし、場合によっては人員も予算も十分配置されていない中で、全てを行えと言われても、これはなかなか制限のあることではないかというように思います。

それから、無償資金協力につきましては、ある意味では実施の面も含めて外務省が責任を持っていらっしゃると思いますので、そこに対して働きをかけるということにならざるを得ないと思います。

ですから、今おっしゃった点は私も全く同感でありますけれども、それについてもよく委員会で吟味して頂く。そして外務省、各省庁、それからJICA、JBIC、その他の機関も含めた責任範囲はどこまであるのかということを確認して頂きたいというように考えております。

- **片山委員** 今お話を聞いておまして、確かに政府の方で ODA 大綱を改定中だということをお話を聞いております。今の政府機関のそれぞれ組織別の役割、あるいは責任がどこにあるのかということは、ODA 大綱のところと大変関係があると思いますが、このあたりについては、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** この件はどなたに情報提供を頂けばよろしいでしょうか。深田委員、よろしいでしょうか。お願い致します。
- **事務局 深田 (以下 深田)** 新しい ODA 大綱については、外務省を中心に関係省庁、政府一体で検討中だと承知しておりますが、環境社会配慮ガイドラインとして、どこからどこまで全部入れ込むのかということについて、特に社会的配慮となった時に、非常に定義が広いと思います。そこはまさに軍事面の話、民主化の話、人権、ジェンダー、色々全部入ってくる概念だと思います。案件を採択する時に、当然ながら案件が、その途上国の民主化、あるいは軍事的な状況を踏まえて、案件を採択する、しないというのは、まさに現行の ODA 大綱の理念の後の原則の中に、いわば **conditionality** として入っているわけです。

それに対して恐らく検討されていると思うのですが、この **conditionality** に新しい要素が加わるかどうかは、私はわかりませんが、基本的にはそこで環境と開発の両立だとか、あるいは軍事支出面だとか、民主化だとかという部分が既にあるわけです。それを踏まえて、基本的に案件の是非を決定される途上国と日本との外交関係、それからそういった意味での途上国の社会状況。どう判断して、案件を決定するかは政府であり、その時の指針になるのは ODA であり、新 ODA 大綱になるのだらうと思います。そのプロセスでの案件採択があつて、そのあとで我々は実際の案件の範囲内において、どのような社会配慮をさらに JICA としてチェックするのかということになるのだらうと思います。そこは片山委員がおっしゃられたように、関係として新しい ODA 大綱と、案件決定と、実施機関としての JICA が配慮する範囲が決まってくるのではないかと私自身は思います。

- **原科共同議長** そうしますと先に、JICA の事前調査を行う前に、大きな意思決定があるという前提ですか。そのあたりが大変気になるところでございます。そのような理解でよろしいでしょうか。どうぞ、富本委員。
- **富本** 深田の意見を補足致しますけれども、まさにおっしゃるとおりです。一次的に要請書を受けるのは、現地の大使館でございまして、勿論コピーは JICA にくるわけですが、正式な外交ルートを通じて要請をすることです。それを受けて外務省本省が主催して、こちらにいらっしゃる各関係省庁を含めた検討がなされるわけです。そこでこの案件は実施すべしという決定が下されるわけです。ここに対して勿論 JICA も相当な意見を申し上げますが、これはあくまでも参考意見ということになりますので、一義的な決定の権限は各省庁におありになる。そこで、このような ODA 大綱の理念の下、環境社会配慮を遵守するというような、なんらかの枠組みがあるか、どうかという

ことが今問われているのではないかと思います。現在のところは、そのようなものは無いわけですので、そのような意味で JICA や JBIC のものを準用しているという形になっております。それでいいのか、どうかということを私としては申し上げたい。

- **原科共同議長** 國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 國島ですが、先程から JICA の責任の範囲と権限についておっしゃっておりますが、JICA が責任を取ることであって、責任を全うしなければいけない。それはうまくいった時もあるでしょうし、非常にうまくいかなかったこともあるかもしれない。具体的にどのようなことなのでしょう。
- **富本** よろしいですか。先程も若干お話ししましたが、JICA として案件の指示を受けます。実施指示を受けて、それについての計画を作ります。
- **國島共同議長** 具体的な作業するのは、JICA が組織として存在し、予算ももらい、人員もいて、ある専門性があると一応なっているのですから、当たり前ではないですか。それが、事が非常に正常でない状態になった時に、責任を取れといった場合、その時に何をされるのですかということです。
- **富本** まず JICA として行った提言の内容、技術的な提言、あるいは社会配慮、環境配慮についての提言の内容について、それが提言通りに実施されたか、どうかということについての確認です。
- **國島共同議長** 普通我々の感覚では、何か責任を取るといって、刑務所へ行く、罰金を払う、職を辞す、組織を潰すとか色々あります。私が伺ったのは、そういうことです。
- **原科共同議長** 深田委員、どうぞ。
- **深田** 企画・評価部の深田です。國島共同議長のご質問は、ある案件について環境社会配慮からある提言があって、それにも関わらず、それが提言通りにいかなかった時の話ですよね。
- **國島共同議長** 色々あると思います。
- **深田** 恐らく今の ODA の実施体制にあって、ある案件が失敗したからといって、すぐ責任を取って罰金だとか、そのような法律体系にはなっておりません。但しそこには、評価という体系があり、評価をその時に行って、その評価によってその案件が当初予定された目的通りに実施されたか、されていないかをチェックするという形で、組織としての責任が問われる。最終的には、最初に目的を定めたとおりにいかない案件が、大数を占めたと仮にした場合、それは JICA の新しい独立行政法人の下では、理事長が責任を問われるという体制になると思います。
- **國島共同議長** ありがとうございます。深田さんや富本さんの責任がある、ないということのイメージの範囲と、松本委員や藤森委員が責任について色々おっしゃっていましたが、それとイメージは合っているのですね。これから議論をする時に、例えば松本委員が責任をもう少し感じるべきだとおっしゃっていたことは、今おっしゃったことのような範囲をすれば、責任を取ったということになるのでしょうか。急にご質問をして

いるので、すぐにお答えにならなくても結構ですが、そのあたりに、相手国との支援なのか、相手国に責任があるのか、ないのかという、なかなか難しい言葉です。それから、国際的な日本以外の国同士の常識、国際法とまでは言わなくとも、国際的なプロジェクト条約のようなものの範囲での責任などの常識と、我々日本国内の感覚とかなり違うのが現状だと思いますので、そのあたりをあまり、すり合わせないままに今の議論を踏み込んでも、かえって険悪になるだけで良くないのではないかと思います。

○ **原科共同議長** そうですね。責任を取るという表現だけで、中身が多様だと食い違いが生じます。議論がおかしくなる恐れもあります。そのあたりはきちんとした方がいいような感じが致します。藤森委員のお考えをどうぞ。

○ **藤森委員** 私は、國島共同議長からご指摘があったように、JICA の責任ということで、最終的に刑事罰や行政罰、罰金など、本当の JICA の責任ということであれば、JICA が責任をお取りになるところだけは、きちんと JICA として行うべきアクションまで方向付けする必要があると思います。

ただ一方で、JICA が一般にご自分の責任でお出来になることとは別に、社会一般的からみて、やはりある程度尊重しなければならない側面もあるだろう。その部分も含めて、なんらかの理念、基本方針などの方向を示すような文書があって、それが今議論しようとしている基本方針だと思います。その中で冒頭私がお質問しましたように、ガイドラインの目的をもう少しはっきりとさせてはどうか。JICA の責任の中でやるべきこと、JICA として他の関係機関にお願いすべきこと、また JICA として相手国機関にお願いすべきこと、尊重して頂きたいという事項があれば、それを基本方針のガイドラインの中で示すという形で整理されてはいかがかと思うわけです。

従って3部構成のような形になるかもしれません。基本理念、基本方針があって、具体的な JICA としてのアクションの部分があって、それからその他の機関に対するお願いすべき示唆といったものを示す部分。そういった形で構成するのが、ガイドラインの方向ではないかと思います。それによって、國島共同議長がおっしゃったようなことにも対応出来ますし、松本委員・川村委員がお提案になった基本的な JICA としての独自の面も含めた、環境社会配慮を行うべき拠り所としての指針というものも含まれたものになるというように考えます。そういった意味で総合的なものを、この委員会のレポートとしてお出し出来るのではないかと思います。以上です。

○ **原科共同議長** 今のご意見で、3部構成ということで、2つめ、3つめが JICA の責任範囲とそれ以外ということで、仕分けして明確に示しているということです。

村山委員、どうぞ。

○ **村山委員** 今のご発言にも関係あると思うのですが、今日始めて拝見をしているのですが、例えば、①でいきなり「開発途上国政府が行う努力を支援し～」というところから始まっているわけです。②が先あって、それから①の話が出てくるのはわかるのですが、いきなりこの話が出てくるのは、今のお話にもあったように、JICA はどこまで行

うのかという点が、あまりはっきりしていないような気がします。そういう意味では、①の前にもう少し JICA として、どのような基本スタンスを持つのかというような話があってから、環境社会配慮については、主体として途上国だけれども、JICA として支援するというようなこととか、あるいは⑤で、さらにキャパシティビルディングのような話も出てきておりますので、そのような点を少し前に出す方がよいと思います。

もう 1 つは、先程田中委員からもお話があったのですが、これまでの環境配慮ガイドラインから、新たに環境社会配慮ガイドラインを検討する段階で、言葉を変えた意味はそれなりにあると思います。そのような意味で、①のところアンダーラインのないところに定義として入ってきている部分があるのですが、もう少しこのあたりを強調して、格上げをして、環境社会というものは、どのようなものか。配慮というものは、どのようなものか。あるいは利害関係者参加というものは、どのようなことかということを、このあたりでももう少し明確にしておく方が基本方針らしいのではないかと思います。

- **原科共同議長** そうですね。今の環境社会配慮というものは、これは JBIC のガイドラインを作る時も大分議論をして、最終的に環境社会配慮という言葉を使いました。途中で「社会」が抜けたり、復活したり、そのやり取りを随分議論した結果ですから、それにはそれなりの意味があります。これをもう少しきちんと示した方がいいということでしょうか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 先程の國島共同議長と藤森委員のお話ですが、私は別に刑事罰などという話ではなく、あくまで私がここに座っているのは、途上国の住民達との接点の中から考えることを述べるということだと思っておりますので、住民達にとって責任を取るという視点は、JICA のトップが代わったからといって、彼らにとっては何の利益もないわけです。ですから、彼らとすればやはり問題があった時に、適切に対処してほしいという時に、「我々はお金を出したけれども、それはあなた達政府の責任です。あなた達の政府に頼んで下さい」というように言われてしまった時に、住民達が JICA に対して非常に憤りを感じる、あるいは日本の ODA に憤りを感じるというのが現実だと思います。ですから、そのような時に JICA として、「それは相手国政府や実施機関が責任を取る事なので、私達はそれを働きかけます、声はかけます」と言うのか、それともそこはもう一つ踏み込んで相手国政府に「これは JICA としても責任を感じていることだから、是非やって下さい」と、言葉上どう表すかさておき、そこまでやはりやるべきではないかというように思っているわけです。これが私のいうところの責任という言葉です。

ですから、本来はこの条文でも JICA が本当に問題を感じた時に、真摯な対応をしている、あるいは日本の ODA が、昨日作本委員が出されたような訴訟にいきつく前に対処しているのであれば、実は言葉はあまり問題ではないのですが、しかし影響を受けた住民達が、ぎりぎりのところで声を出してきた時に、政府側、あるいは JICA 側が出してくる声が、「私達ではなく、それは実施機関や相手国政府に」というようになってし

まうことが、私にとっては大きい問題であって、それをやはり避けて欲しい。それを、何らかの方法で防ぎたいというのが、私として、こういう言い方をしている考えの根本的にあるところです。

もう1つは、今の村山委員のお話にもありましたけれども、私としては、JICA側がどう考えるかは最後ガイドラインに書いて頂くとして、やはり委員会として、環境社会配慮をこのようにしなければいけないという、あるべき姿をここで議論をして、提言をしていく方がいいのではないかということは、JBICの時もそうだったのですが、勿論あまりにも非現実的な理想論ではなく、現実を踏まえながらも理想形を議論していき、「こうした方がいい」ということをしていった方がいいのが2点目でございます。

3点目は、この議論はJBICの頃からずっと見ていて、国会の中では実は円借款が終わったので、それ以外、つまりグラントについてのガイドラインが必要だという議論が、最後いつの間にかJICAのガイドラインになりました。これは、実は外務委員会で質問された議員も「しまった」と後で言うておりましたけれども、基本にあるのは、本来はJBICがカバーしていない他のODA全体を、しっかりとしたものにして、少なくともJBICの水準にあげようというわけですから、意思決定がどこにあるのかというところを踏まえながら、やはり円借款に関わらない他のODAについては、ここで、我々この委員会ですっかり議論をして、そのうちJICAが必要としてピックアップしなければならないことは、JICAの人にガイドラインを最後書いて頂く。しかし、無償、開発調査、技術協力全てにおいて、どうあるべきかということについては、ここに集まった人達の意見は残す。JICAで漏れたものは、さらに外務省なり、経済産業省に持って帰ってもらい、その内部で議論をしてもらう。新たに経済産業省や外務省が別の委員会を作らなくてもいいように、ここでしっかりと意見をまとめておくというのが、私は3番目として大事ではないかと思えます。以上です。

- **原科共同議長** 今3つ目におっしゃっていたことは、かなり重要なところです。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 今までのご意見の中で、ガイドラインと提言という両方出ておりますが、ガイドラインというものは、もしそれが正案化した場合は、JICAという組織の専門家の方達が、それに従って仕事をする。かなり重いものである。提言は、私のような学識経験者が1人か2人集まればいくらでも出来るものなのです。100回でも、200回でも。

しかしガイドラインは一旦出来たからには、出来た以降はある組織の方がそれに従って行動する。ただ、実際にこれから使うものだからといって、今までのJICAと外務省、他の省庁の関係を尊重することは大事だと思いますが、現時点でこれを作る時の現在の状況を考慮した時には、今までの延長線上ではなく、少し新しい理念や考え方、あるいは新しいJICAと他省庁との関係にも踏み込んだ形で行動しろという部分が一定の範囲入ったものを是非私としては作りたいと、当初引き受けた時のいきさつがあります。ガイドラインそのものは、そのような形で作るとして、提言は今松本委員がおっしゃった

ように、この委員会から提言するのは、ガイドラインそのものに対することがメインですが、別にそこだけにこだわらず、広く色々なことを盛り込むことも当然の義務だと思います、私は進めております。

- **原科共同議長** 私は全く國島共同議長と同じ考えです。おっしゃるとおりだと思います。実はJBICの提言の時にも、そのような考え方で幅広く作っております。そのような意味で、提言は立派なものことができました。それに応えて頂いているJBICも本当にいいものを作って頂いたと思いますが、JBICのガイドライン以上のことは書いているわけではありません。ですから我々もこの委員会、國島共同議長がおっしゃったとおり、私は全く同感で、やはりそのような大きな枠組みをしっかりと作って、その中でJICAとしてどこまで出来るかということで、頑張ってもらいたいと思います。

その上で、場合によってはJICAの役割も増やすような工夫を、将来的に考えてもいいと思います。現在はこのような役割ですが、将来はこの提言に沿って、どこが分担するかという時に、JICAの機能を高めることを考えてもいいのではないかと思います。すぐには出来ませんが、しかし提言というものがあれば、そういった将来の道筋も考えることが出来ますので、おっしゃるとおりだと思います。それでは、事務局からお願い致します。

- **鈴木** ありがとうございます。私どもとしまして、まさに今お二人の共同議長のご意見は、全くその通りだと思いました。自ずとJICAの中の責任という言葉や、権限という言葉が先程から出ておりますが、JICAとして、実施機関として与えられた役割は、当然限界がある部分もございます。ただこの委員会の提言としては、まさに松本委員がおっしゃったように、円借款以外の部分、その中には無償の中でもJICAの占めるポーション、占めないポーション、出来ること、出来ないこと。

技術協力も同様でございますが、そこについてのご議論を幅広く頂いて、その中でJICAとしてもガイドラインを作る限りにおいては、それを遵守していきたいと思っておりますので、JICAとして出来る部分を明確にして、ガイドラインに書き込む。あるいは、この一步を踏み出せば、JICAとしてもよりよい環境社会配慮が出来るのではないかということ、将来的な役割も踏まえて、書ける部分は書き込んでいかないと、十分世の中の議論に耐えられるガイドラインにはならないと思いますので、委員会の議論は幅広く取って頂いてという整理でよろしいのではないかと思います。

- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** 原科共同議長から大変温かいご声援頂き、ありがとうございます。少々余計なことかもしれませんが、私も全く松本委員と同じ目線で仕事を毎日しているつもりです。現実の役所の関係で、JICAがこれは中止すべきだと、これまで我々が紹介した事例の中には、ある程度成功した例もございましたが、うまくいかなかった例もご紹介しました。その中で、これはJICAとしてやりたくない、やるべきでないということを提言しつつも、色々な圧力、主には関係省庁からの圧力、それから業界団体からの圧力、作業

監理委員会からの圧力、様々なものがあるわけです。そのメッセージを是非受け取って頂きたい。そういった非常に制限のある中で、我々としてこれは止めた方がいいということ声を高に言ってきた案件を紹介したつもりです。ですから、先程おっしゃったとおり、JICA の権限を少し広げさせて頂くとか、場合によっては JICA がだめだということになれば、これは関係省庁で 100%取り上げて頂けるようなことが、もし今いらっしゃる各省庁の委員の方々から決意表明のようなものを頂ければ、非常に我々としては今後の議論がやり易くなると思っております。

- **原科共同議長** 他にございますか。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 私は共同議長をさせて頂いておりますが、今申し上げた意見に加えて、逆に今 JICA がされている機能や仕事の存在意義があるにしても、JICA 組織という形態そのものが、存在意義があるのか、どうか。そこを根本的視野に入れて考えると思っておりますので、常に膨らむことばかりではないということ、あらかじめご認識下さい。
- **原科共同議長** いかがでしょうか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 作本です。大変貴重なお話を JICA から出して頂きました。私どもやはり、監督を受ける機関ですから、今お話になったことはよく分かります。特にこれだけたくさんさんの事業をこなしている JICA ですから、行っている事業で大変評判のいい事業もありますし、環境のように難しい部分も扱う事業もあるということで、全体を均して聞いているつもりですが、やはり今お話になったことを、省庁に監督責任があるわけですから、JICA がそう言われても「いいよ」というわけにはいかないこともと思います。今おっしゃったように、圧力という言葉が適切かどうかはわかりませんが、やはり何かしらの監督立場にある者と、監督を受けてもそれなりに責任を負わなくてはならない立場があります。そこでやはりこのような関係を明らかにするために、今おっしゃられたようなことは、意思決定のメカニズムに反映させなければならないと思います。

昨日もやはり議論の中で出たのは、こちらを先にするべきか、後にするべきか、これがはっきりしないのは、日本の「あ・うん」の呼吸の中で、最終的にいい結果が出るような仕事のやり方なのかもしれませんが、それはやはり外部評価という世間一般からくるわけですから、意思決定メカニズムの中に明確にするということ、このガイドラインを超えているかもしれませんが、やらなければならない時期にきているのではないかと思います。

私自身、昨日も申し上げましたが、フィリピンの無償資金協力の例ですが、これは日本政府が作っておられますフォーマットがあります。この中に一生懸命環境という項目を探しても出てきません。Social effect と書いてあるのですが、ここで出されている援助要請書の書式の中には、やはり環境に触れたことは勿論入っておりません。

- **原科共同議長** その具体例は何年のものですか。
- **作本委員** これは JICA の方がここで配られたものです。

- **原科共同議長** 何年か確認しましょう。1997年ですか。1996年か1997年、もっと最近ですか。
- **作本委員** 1991年です。そうするとその後変わっているかもしれません。
- **原科共同議長** そうすると、環境基本法が出来る前です。それで大分日本の方針が変わったはずですので、その前はそのあたりが曖昧でも許されました。1993年以降だと問題です。環境基本法ではっきり環境を基本に考えると決めたわけですから。ですから、1991年だとその可能性はあります。
- **作本委員** 私が不安に思ったのは、このような要請書で、環境に影響があるのか、どうかということ、役所の方、JICAの方が検討するには、環境の項目がないところで、行うのだから大変なことだろうと、そう思ったわけです。やはり、初期段階のこの資料（TOR）の中で、相手国政府が環境に何かしら懸念するところがあれば、明確に書いてもらう。どれだけ重いものかということ、これを明確にもらった上で、この書式が動き出すということになれば、これは意思決定のメカニズムに大きな支障を与えるのではないかと気がしました。
- **原科共同議長** おっしゃるとおりだと思います。私も結局、意思決定全体の問題として、我々としては考えたいと思います。特に議事内容の7ページの表ですが、Identificationの次にPreparationまでJICAがしっかりコミットする。しかしAppraisalになると、その先はコミット出来ないという仕組みです。これ自体、意思決定の間の双方の連関、JICAからすればフォローアップ、そのプロセスの透明性をいかにして確保するか。そのようなことがないと、JICAはPreparationの段階で頑張っても、最後が不透明だったら何にもなりません。それは、やはりその次にJICAとしての責任があります。しっかりと意思決定に反映されたか、どうか。そのあたりの仕組みに関しても、この委員会で、やはりきちんと提言をするべきだと考えます。澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 今までのお話は、JBICにも非常に関連のある話なのですが、JBICの場合は、借入国と貸付契約を結んだ時点で、初めてそのプロジェクトの実施についての権利、義務が発生します。借入国との間では、そのL/Aだけが全てです。だから法的にということになると、JBICの責任において、事業を止めることも出来れば、事業を見直すことも出来る。ただ、そのような意思決定は、よほどのことであって、勿論日本政府との協議の上で、あるいはそのようなことを踏まえながら行わないと、当然出来ません。そこはLAの法的な立場と、実際実務上どのような議論を経て、意思決定をしていくかというのは、きちんと分けて考える必要があるのではないかと思います。

JBICの場合は、一応基本的に調査が終わって、その内容を確認した上で融資決定をするということですが、JICAの業務の中には、早い段階では情報が不十分なものもあって、調査の段階で情報がどんどん増えていくということですので、基本は時々情報に基づいてきちんと判断がされ、見直しをしたり、行わないという意思決定がその時点で出来るという仕組みを持っておくというのが、一番大事なのではないかという気が致

します。

それから今のお話と違うのですが、先程ご説明があったペーパーの中の情報公開のところでご質問させて下さい。

- **原科共同議長** どの部分になりますか。
- **澤井委員** 議事内容の4ページ、④です。JICAは、先方機関の了解を取り付けた上で公開するというようなことになっておりますが、JBICの場合はEIAですとか、それから承認書(ECC)、そのようなものは原則として公表します、それを飲んでくださらないと、融資は出来ませんというようなつもりでしております。この関連する重要な情報というものは、非常に曖昧なのですが、少なくともEIAというのは、現地でも公開されるものですし、ECCも公開されて付帯条件もついているような話でありますので、もう少し公開する内容を限定的にした上で、JICAも原則は公開するという方針を立てられたほうがいいのではという気がします。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。事務局、どうぞ。
- **鈴木** 今の澤井委員からのご提案につきまして、我々も情報公開法も適用になっておりますし、こういった環境社会配慮面といったものは、すべからく情報公開の下で進めるべきだと考えておりますので、ここで重要な情報を適切な時期に適切な方法でと書きましたのは、今はまだそこまでの議論にこの段階では及んでいない。ここは基本方針ということもありましたので、このような書き方にしておりますけれども、今おっしゃったようなEIA等のものにつきましては、JICAとしても先方政府と最初に協議する段階から、「これは基本的に情報公開します」とその上で、開発調査なら「開発調査を進めてよろしいですね」とそういった方法で、早い段階からきちんと先方政府の了解を取り付けるということが必要だろうと思っております。以上でございます。
- **原科共同議長** 先方政府の了解を取り付けるという言い方が気になります。そうではなく、昨日も気になったのですが、2ページのところで「JICA環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっての基本的な考え方」と表現しておりました。基本的な考え方なのに、この3つめのパラグラフにやはり、先方機関の了解を取り付けた上と書いてありますので、そうすると非常に私は公開に対して、消極的な印象を受けます。ここでこう書いているので、整合して今みたいになっておりますが、そのあたりの基本的な考え方で、このような表現をするのはどうかという感じがします。どうぞ。
- **富本** 基本的にはそのような積極的な公開をしたいと考えておりますが、先程も申し上げましたとおり、JICAの仕事というのは、まず外務省と相手国政府との間での合意事項に基づいて実施されるという枠組みがございます。相手国政府にとって、将来の投資案件、無償資金協力に係る部分について、あるいはその他の重要な情報について、例えば国内のデータですとか、地図とか、そういった問題で、一遍にその場で公開してもいいということについて、色々reservationを置く場合がございます。そういったことを了解なしに公開した場合、非常に外交的な関係が問題になることもございますので、そ

こは非常に機微に亘る部分がございます。そういう意味で、このような書き方をしております。その上で出来る限りの範囲を明記して、公開するものについては公開するという先程のご提案はよろしいかと思えます。ですから、どのような情報を、どのような段階で公開するということも含めて、ご検討頂くということも必要かと思えます。

- **原科共同議長** そういうことは、わかります。ですから、2ページの3つ目のパラグラフをご覧頂くと、下から3行目の一番後ろで、「適切な時に、適切な方法で」とありますので、その上「先方機関に了解を取り付けた上」というのは必要ないと思えます。適切な時期に、適切な方法でというものは、十分そのようなことも含めることができます。基本的な考え方にこう書いてしまうと、いかにも消極的という感じを受けるので、是非これは削除して頂きたいで、「適切な時に、適切な方法で」。適切の中に、今富本委員がおっしゃった意味を含めることは出来ると思えます。そのような考え方でいかがでしょうか。富本委員、どうぞ。
- **富本** 今おっしゃったような意味を含めてということであれば、それはまさに「適切な時に、適切な方法で」になると思えます。
- **國島共同議長** 例えば今の文章を、英訳して関係者に、相手国も含めてコメントを求めた時に、今の日本語をどううまく英語に訳すかわかりませんが、私は情報公開のところについて、今本当に相手国政府と協議なり、了解を求めるなら、そこに書いていけば質問はこないでしょうが、書いておかなければ必ず質問がくる。かなり重要なことなので、適切にというのは心情的にはわかるのですが、公開されるものの英文化については、できるだけきちんと書けるものは書いておいたほうが良いと私は思います。
- **原科共同議長** 私は、基本的な考え方のところは、あまり具体的に書かず、考え方の姿勢を示すような表現が良いと思えました。「先方機関の了解を取り付けた上」というのでは、消極的な姿勢になってしまいます。とにかく相手の判断で決めるということになってしまいますから、そうではなく適切というものは色々な判断がありますから、ケースバイケースで対応するということです。
- **國島共同議長** 続きがあるのですが、よろしいでしょうか。
- **原科共同議長** 今の件に関して一言お願いします。
- **鈴木** 今の件につきまして、ここは基本的な方針の考え方のところ、そのあとに手続きというのが、次回の委員会以降で議論するところがございます。我々として考えているのは、ガイドラインの各段階で、どのような手続きで、何をしていくかというところが論点としてありますので、その手続きのところ、あるいは情報公開の項目もございまして、そこで具体的なやり方を議論しますし、どのように書いていかなければならないかということも入り得ると考えます。
- **原科共同議長** 今の件はよろしいですか。
- **國島共同議長** 結構です。今の意見が若干矛盾している感じが、自分でもしているのですが、今の基本方針の3ページから4ページをご説明頂いたものは、全般的に内容が理

屈っばいですよ。多分理屈だけで書かれることを、心がけて作られたような感じがします。その理屈をきちんと書くことは、勿論いいことなのですが、例えば①、②について、昨日も議論になりましたが、なんとなく冷たい感じがして、それは自分の問題であることはわかっているけれど、責任というレベルになると色々問題があるから、差し当たり自分の問題というところから、きちんと切り離していくというような理屈が書いてあるように私は見えます。

これからガイドラインの冒頭に掲げられる可能性のある文章の骨格になると思うのですが、少々冷たいのではないか、腰が引けているのではないかと言われかねない。それでも書くほうがいいという大決心をされて、これは出てきているのか、そこは色々議論して、もう少し心情的なところ、あるいは JICA の方の熱意、理念をもう少し含ませて、付け加えて書くことも今後考えているのか、そのあたりは今どのように思っているのか教えて頂きたいと思います。

- **原科共同議長** どうぞ。
- **富本** これは個人的な意見になるかもしれませんが、先程も申し上げましたとおり、情情的には熱いものを持っているつもりでございます。ただ、過去のガイドライン、JBIC のガイドラインを参考にしつつ、1つの案として提言致しました。そういった意味では、若干理屈っばいかもしれません。しかし、必要な項目は盛り込んでいるつもりでございます。同時に、先程から私はしつこく申し上げておりますが、やりたいことと、やれることのギャップがありますし、権限についても限界がありますし、先程國島共同議長が、JICA は色々な **experience** を持っているとおっしゃいましたが、それもある程度限界がございます。そのようなことを見極めた上で、何が我々としてどこまで出来るのかということも、明確にした上で、この提言ないしは、ガイドラインを作らなければならないという立場もでございます。そのような意味で、やや理屈っばいかもしれませんが、このような書き方をしたということでございます。これについては、勿論もう少し文章を踏み込んで書くべきだというご議論は一向にして頂いて構わないと思います。
- **原科共同議長** そうですね。これは言ってみれば、たたき台の材料ですから、我々の議論で、おっしゃるようにもっと熱いものに変えていくということは十分ありますし、それは実際にこれから提言の文章を作ってもらいますので、この委員会の中のワーキンググループによって、是非反映して頂きたいと思います。それでは田中委員、どうぞ。
- **田中委員** 今のご議論に関連しまして、昨日お配りしましたプロジェクト研究という参考資料 2 がございますが、その 52 ページ。もしお持ちでない方は OHP でも出しますので、ご覧頂きたいのですが、最初に申し上げましたように、この 52 ページの一番左に、現行の環境配慮の概説というものがございます。これも作られた当時、やはり環境基本法の前後でしたので、非常に先進的なことが当時書かれてあるものだと思っております。しかしながら、近年の世銀ですとか、JBIC のガイドラインがどんどん改定されていく中で、改定案というものが真中に書いてありまして、理由が書かれております。

下線が引かれた部分が、今回このように既存の環境配慮ガイドラインの概説を改定してはどうかというのが、プロジェクト研究の中で議論されました。私は國島共同議長がおっしゃられた、冷たい文章という意味では、こちらの方がやや温かい文章が入っているかと思います。ご議論頂く時に、今度は項目別に住民移転がどうだという場合、これを使って私もコメントをさせて頂きたいと思います。以上です。

- **原科共同議長** ご紹介どうもありがとうございました。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 最初のところで、藤森委員のご懸念のこともあったので、整理のところ到现在まで力を尽くしてきたのですが、中身に入っているようですので、中身についてよろしいですか。ガイドラインでどう書くかはともかく、昨日以来申し上げております、主体と支援という考え方のところ。例えばJBICの時はどうだったかということは、ガイドラインを読んでもいただければ分かるのですが、例えば確保する責任はあるのではないかと。ここに書かれている内容がしっかりと、環境社会配慮として反映されているように確保する。

昨日原科共同議長のお話で、支援するという中に、適切にそのようなことが行われるように支援するというご説明があったかと思いますが。支援するというようなものは、何でも支援になるわけです。そうではなく、支援というものは、このような状態にするための支援なのだ。やはりその状態にもっていくということは、JICAが支援するという意味では、それはお金を使っている以上、その状態までもっていく責任があるのではないかと。責任というのは、先程申し上げましたように、そこまでいかなかったら、それによって起きる影響に対して、JICAは何らかの手段をもって対応をしなければならないという私の意味です。そのような意味では、少なくとも支援、どこのレベルに達するまで支援するのだ、どこまで責任をもって支援するのだということは、どうしても明記してほしい。支援するというだけで、留めて欲しくないというのは、まず第1点目になります。

それから、もう1つは質問なのですが、この下線が引いてあるのと、引いてないのは、何が違うのかがわからなかったもので、その点を教えてほしいと思います。あと先程澤井委員からありました情報公開については、私は澤井委員がおっしゃるとおりだと思います。これはJBICでも極めてめめました。富本次長のお話にあったようなことは、当然出てきたわけで、その中であつても、先方機関の了解ではなく、先方政府を説得して行きます。従ってJBICも、ドラフトが出て、ファイナライズするまでに現地を訪れて、相手国政府に説明をして、説得をして回って行きました。つまり情報公開をするのです。

一方、何を公開するかを、はっきりさせることで、その公開文書には軍事上重要な地域の地図は載せないで欲しいと、公開出来ないようなものは、重要文書ですから、重要な情報の中に、そのようなタイプのものは入れないで欲しいというようなことは念を押していくためにも、このようなタイプの重要文書は公開されます、環境配慮上重要な文書は公開されますということを、了解とは関係なく、言い切るほうが寧ろ色々な問題を

避けられるというように思うので、ここについては原科共同議長や皆さんがおっしゃったとおりかというように思います。以上です。

- **原科共同議長** ありがとうございます。小川委員どうぞ。
- **小川委員** 基本方針のところの議論ですが、基本方針でどのレベルで何を書くかというのは、非常に難しいところで、だいたい基本方針というものは何を書いているかわからないものですが、色々な問題が入り組んでいて、それがわからなくしているところだと思います。例えば、基本的考え方を書くのか、ここで取り扱う問題の範囲を書くのか、あるいは情報公開をするというあたりは、一段先のテクニカルなレベルです。それをどのような整理で書かれていくかという頭の整理がないと、非常に議論がバラバラになってしまうと思います。ですから最終的には基本方針として一本になるのですが、その前にブレイクダウンして、何が書きたいのかという頭の整理をしないと、なかなか最後にドラフトにまとめるということを考えると、議論がしづらと思います。

もう1つはレベルの問題なのですが、基本方針としてどこのレベルまで書くのかということ。先程の情報公開のところ、相手国との関係が出まして、私も澤井委員の意見に全く同感なのですが、基本的な考え方であれば、特に相手国の了解を得てとは書かかずに、JICAとしての考え方だけを書けばいいし、そうではなくもう少しプラクティカルな話になるのであれば、先程ご意見があったように、どこまでを基本的に全部出す、そこから先は相手国の了解を取り付けるというような書き方が必要だと思います。そのレベルをどこまでこの基本方針で決めておくかということも、セットしておく必要があると思います。

それから、当初 JICA の責任の話も出ましたが、冒頭藤森委員からのお話の中で、1つは政府との関係というものがあったかと思いますが、もう1つは途上国との関係で、JICA がどのような役割と責任の分担になるかという点があったと思います。その点については、議論がそちらに触れなかったので、大事な点だろうと指摘させていただきます。特に②のところの書き方ですが、支援というところの中身をどこまで考えているのか、そのあたり考えていることは皆さん同じだという気がするのですが、支援という言葉だけから取るイメージは相当違いますので、このあたりは認識の整理をして、必要最低限のところを書いておく必要があるのではないかとこのところでございます。

それから、③もそれと同様の問題なのですが、途上国で行っているものをチェックして、JICA の意思決定に反映させると書いてありますが、非常にスタティックな印象を受けます。これは JBIC のように、先方の案件と手続きが終わったものを持ってきて、それをチェックするというのであれば、わりとすっきりと分かるのですが、これも先程澤井委員が言われたように、JICA の作業というものは常に情報が入りながら、こちらからもインプットをしながら進んでいくという形です。そのあたりのダイナミックなプロセスで、途上国と JICA 側が何をやるかという、そのあたりの印象が出ていないという気がします。

それから、皆さんの了解として、基本的に各事業共通のものを作って、分けなければならないところだけ分けるということになっておりますが、最終の仕上がりはそのようなところでいいと思いますが、我々のディスカッションとして、やはりそれぞれの事業グループに従って、きちんと JICA と相手国政府との関係はどうなっているのかというのをチェックし、どこまで出来るかというのを見た上で、それをまとめる形で、一般的なことから書き出すというステップを踏まないと、なかなか議論が収束しないのではないかという気がします。

それから、次は全体のスコープの話なのですが、①の冒頭で「開発途上国が行う環境社会配慮の努力を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する」と書いてありますが、これは一般的に書いてあります。今回のガイドラインが、JICA 事業に伴う環境社会影響を防ぐということまでなのか、それともそれを超えて JICA として一般的に途上国の環境配慮を向上させるということまでいくのか、そこの整理が必要だと思えます。JBIC のガイドライン上も、本体は JBIC 事業によるネガティブな影響を防ぐということですが、一番前段のところでは、それと切り離れた形で、JBIC として途上国の環境を含めた持続可能な発展に貢献していくのだという記述がございます。その仕分けが大事だと思えます。

同じ話が⑤にもあてはまりまして、「環境対処能力の向上を支援する」とありますが、ここも JICA 事業に係る環境社会影響を防ぐためという条件がついていないので、そのような整理でよろしいのか、どうか。このような一般的な内容がモザイク状に出てくると、少々分かりづらいところがあるかと思えます。

それから、①の中で定義の話が若干、原科共同議長よりございましたが、ここも環境と社会の使い方を頭に整理しておく必要があると思えます。JBIC でも色々議論がありましたので、この文章は JBIC から取っていると思えますが、あまり整理が良なくて、下線が引いていないところの 2 行目で、「自然のみならず～（以下、環境と略）」となっておりますが、その 2 行下に、「環境と地域社会～」という言葉で、社会が外出しになっている。このあたりは最終的に JBIC でうまくいっていない点だと思いますので、文言の整理が必要だと思います。以上です。

- 原科共同議長 富本委員、どうぞ。
- 富本 松本委員、それから小川委員の件とも関係ありますが、要するに支援をするということについては、全く我々も同意ですが、具体的な内容がなかなか明らかにならないというのは、我々が行っている調査の性格でございます。やればやるほど、段々問題が増えていくという状況でございます。例えばある国の道路案件を行う場合に、マスタープランですとか、非常に大雑把な段階では、どのくらいの住民移転が発生するかというのは、必ずしも明確にはならない。しかし、さらに基本設計の段階、詳細の段階になってくると、具体的な数が分かってくる。その場合に、我々はどのようなことを行っているかということ、そのための住民説得。住民説明のための仕組みまで含めて、報告書の

中で具体的に、いつ、どのような段階で、どのようなレベルで、どのような説明をする必要があるのか。その場合に、技術的に難しければ、我々としてコンサルタントを入れて支援する用意があるとか、そのような提言を含めて調査の中で行っております。それを相手国政府が確実に行って頂けるという保障も、まず得なければならない。それから、それをモニタリングしなければならない。その進捗状況に応じて、次の実施段階として無償資金や有償資金の実施がいいのか、どうかということも判断しなければなりません。

つまり言いたいことは、具体的に支援することはいいのですが、どこまで行うのか。それからその確実な実施を、どこまで我々はフォローするのかというあたりが、どこかで明示されなければ調査をやっている事業部としては、エンドレスな仕事になる可能性がある。コンサルタントに対しても、相当な費用と期間をかけてやるべきものになってくるということだと思います。それを全部ここで議論するのは難しいのですが、ある程度の方向性、項目出しだけでもして頂けると、非常に我々としては仕事がやり易くなるということを一言申し上げたいと思います。

- **鈴木** ご質問があった、先程松本委員から、下線を引いた部分との違いということと、小川委員から環境保全についても積極的に、要はネガティブな環境社会配慮ということだけではなく、積極的な環境保全にする方針かどうかという点でございます。

1点目の線を引きましたのは、一応線を引いたところが我々としての基本的な文章として考えるところで、その下はそれを説明的に記したものでございます。ただ、先程からの意見にもありましたが、あくまでもとりあえずこのような考え方でいきますということを書いてあるものでございますので、逆に言うと、線のある、なしに関わらず内容についてご検討頂くのがよろしいかと思っておりますし、先程JBICがお使いになられている環境社会配慮の、小川委員からご指摘があったところも含めて、ガイドライン上どう示すのが最も議論を尽くした形の表現になるのかというのは、是非ご議論頂きたいと思っております。ただ線が引いてある、引いていないというのは、そのようなことで、線が引いてあるところで説明をして、それを補足的に説明したのがその下ということに整理をしております。

それから、環境保全自身に対する協力ですけれども、我々実はこのガイドライン自身は、環境社会配慮面でのネガチェックというのが基本的にあるわけでございます。環境社会配慮面で悪い影響を与えないようにするためにはどうしたらいいのかというのが、基本的なまず絶対おさえない点でございます。そのために、途上国側の環境対処能力を向上するための、支援にも色々どこまでかということがありますが、支援しなければならないというのを基本的に書き記すために、大きな目的としてのガイドラインでございます。他方、JICAとして積極的な環境保全に対して協力しないのかとしたら、それは行うのは当然でございます、必ずしもこの基本方針の中に、そこまでは入れ込んでおりませんが、我々のスタンスとしては、ポジティブな意味での環境保全に対しての協力というものとあわせて、ネガティブなチェックもしていきます。その両方

は当然ながらあることをございますので、その前者の部分の環境保全に対して、積極的な貢献という意味も、どこに書き込むことがいいのか。基本方針にきちんと書いた方がいいということであれば、やはりそこは入れていきたいと思ひますし、両方のスタンスを持っているというご説明を申し上げたいと思ひます。

- **木下委員** 全体がわかりにくいというのは、1つは支援と環境ガイドラインの徹底というのが一緒になって書かれているので、非常にわかりにくくなっているのかと思ひます。そのような意味では、環境社会配慮を行って行くということと、途上国を支援するというのは少し分けて議論した方がいいと思ひます。どちらを中心にここで議論するのかということ言えば、マイナス影響をどうやって防止するのか、悪影響をどうやって防止するのかということを中心であると思ひます。そのウェイトによって書き方が違ってくると思ひます。ですから、先程小川委員からもございました、モザイク的に書いてあると、議論が集約しにくいのかという気がします。

それからもう1点は、既に実質的なところに入っていると思ひますが、全体構成というのがどのようになっているのか。JBICで書かれたようなことを想定して、具体的なところはそれを前提で議論されているのか。具体的にイメージとして、大きなところだけをまず行って、個別の具体例はあとでそれぞれのところに出てくるという、そのようなスタイルを想定して議論をすればいいのか。そのところを少し話して頂ければ、次の具体的なところに議論が入っていきやすいのではないかというように思ひます。

- **原科共同議長** どうもありがとうございます。今時間が半分くらいきましたので、少し休憩を取りたいと思ひます。引き続きこの議論をしたいと思ひます。それから、いつも沢山のオブザーバーの方も来て頂いておひますので、当日参加者ということで、この固定メンバー以外からもご意見があれば、言って頂きたいと思ひます。そのような時間も取りたいと思っておひます。それでは少々休憩を取ります。11時10分から再開致します。

-----◇-----  
**休憩（11：05～11：10 / 5分間）**

- **原科共同議長** すみません。少々オーバー致しましたが、11時15分になりましたので、開始致します。ビューローの打ち合わせをしており、若干遅れましてすみませんでした。それでは早速、議論を続けたいと思ひます。川村委員、どうぞ。
- **川村委員** 内容に関してなのですが、②のところは、やはり弱いのではないかと思っておひます。基本方針は、JICAがいかに環境社会配慮をきちんと出来るのかということをは明らかにするためであるならば、主語はJICAであるべきである。中心となる文章は、JICAは適切な環境社会配慮のための支援を、途上国に行く責任をもつなどという、JICAの主体をはっきりとした言葉の方が望ましいのではないかと思ひます。
- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 先程の小川委員のお話にも関連するのですが、基本方針。JBICの時の議論を紹介致しますと、この後議論になるのは細かい手続きなのです。ここをこうすべきだとか、ここはこのような手順です、ここを確認するなど。さりごと、JBICの時に議論になったのは、その手続き合理主義といいますか、この通りに行って問題が起きたものはしょうがないというようにしたくないというのが議論にあった。根本的にガイドラインを制定するのは、もう少し大きく、きちんと考えているのだというところを基本方針に入れる。

つまり、手続きをきちんとしていても、基本方針に書かれているようなことを確保できないというのは、やはりこのガイドライン全体からすれば、十分ではないのではないかと、問える仕組みになる、ということが、JBICの時の議論であります。そういった意味からいくと、よりJICAにとっては厳しくなる。つまり後段に述べる細かい事務手続き、これを確認するチェックリストというようなものを超えて、さりごとそれは、このようにするためにあるのだから、これが確保されているか、どうかを念には念を入れて、きちんと見て下さいということが、この基本方針の中にあるというのが、私の基本方針に対する理解です。
- **富本** 今朝ほどの議論を繰り返すようですが、責任を全く免れるつもりはありませんが、責任という中身も含めて、もう少しご議論頂かないと、どのような責任なのか。先程おっしゃっていた刑事罰も含めたものなのか、あるいは論理的な責任なのかということも含めまして、是非詳しくご議論頂きたい。その上で、我々として意見を述べたいと思います。

それから先程も述べましたとおり、権限と予算や能力の限界もございますし、関係省庁との関係をもう少し明確にどこかで議論して頂きたいと思います。つまり、我々としては **expertise** があり、予算を頂いておりますが、それでは支援するための責任をまっとうするために、無制限にそれを使っていいのだろうか。あるいは、人をはりつけていいのだろうかということになりますと、これもまた一定の限界があるわけです。そういったことをよく吟味した上で、責任ということを確認して頂きたいと思います。
- **原科共同議長** 作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 今、責任という言葉が出てきているのですが、これは簡単に議論できません。その前段階と致しまして、昨日もJICAが行っている開発調査、あるいは複数の考え方の違う、立場の違う調査があるのだということでお話がありましたので、そちらの観点から開発調査だったら、JICA側の責任が100ある。あるいはもう一つ別の調査のシステムの流れの中で、相手国政府の役割がかなり大きくなるというようなあたりのご紹介を少しして頂けますか。今ブレイクダウンしないと、小川委員のお話にもありましたように、ここで大原則だけ一遍に議論をして作るのは、少々リスクがあると思われま。
- **原科共同議長** 今のご要請に対して、どなたかお願いできますか。それでは富本委員、お願い致します。

- **富本** まず概括的なことを述べまして、もし補足があれば実施している事業部からも、説明してもらいたいと思います。まず開発調査につきましては、私どもは技術協力の一環としてこの基本的な計画を作るという団法の規定に基づいて行っております。従って、その責任の範囲というのは成果物として出てくる報告書が、まず一義的には非常に中身が重要なものがございます。これは、このコンサルタントの技術的な **expertise** も含めておりますので、現在国際協力事業とコンサルタントの両方の名前を出しているという意味では、**JICA** は勿論全般的な責任を負いますが、技術的な内容、その他の提言については、コンサルタントも中身について責任を負うというように考えております。これを相手国政府に提出し、かつ我が国政府に提出して、政策的な判断に委ねるという手続きまでが、**JICA** の現在の責任の範囲だと考えております。調査の過程において、ある段階では環境配慮のための、**IEE**、**EIA** を実施するための支援を行う。実施する主体は相手国政府、実施機関でございますが、その **IEE**、**EIA** の中身、手続き、タイミング、範囲等について詳細な提言を行うというのは我々の責任というように考えております。それが開発調査だと思います。

それから、その調査の途中の段階で住民説明、ヒアリング、アンケート調査等を行う場合もございます。その中では計画についての概要の説明を、相手国政府を支援しながら実施する場合もございます。それから、住民説明のための枠組みについても提言をするということもございますので、そういったことも責任の範囲だと考えております。

それから、無償資金協力に関する基本設計調査。これはある意味では、開発調査等で **F/S** が終わった段階で、ある程度設計に入ることとございます。期間も限られております。要すれば、ある構造物なり、機材なり、スペックをつめる、設計をするというのが主体的な性格でございます。現在ではその範囲を超えて、ある意味では環境面、自然面、社会面、経済面についての調査も行っております。ただし、期間や人員が必ずしも十分でないために、冒頭申し上げた開発調査よりも、より期間的には限定されている部分がございます。そこにおきましても設計の内容、それから自然環境、社会環境配慮についての提言、及び住民説明についての提言も行う場合もございます。

それから、一番大事なことはプロジェクトが **sustainable** であるための実施段階での、色々な取り組みについての、あるいは予算の配置についての提言も行う。これも相手国政府と外務省に提出して、あとの判断はそれぞれ外務省、それから相手国政府に委ねられることとございます。従って、そこまでが一応開発調査と基本設計については責任の範囲だと思っております。もちろん技術的な内容については、コンサルタントが、その内容についての責任を負う場合がございます。以上です。

- **原科共同議長** 今の件ですね。川村委員、どうぞ。
- **川村委員** 例えば開発調査の中で、**IEE**、**EIA** の内容手続き、提言を行った時に、先方が受けなかった場合はどうなるのでしょうか。その時にはどのような責任関係になるのかということと、そのような事例が実際にあったのか、どうかということはいかがでし

ようか。

- **原科共同議長** 今の件はどなたにお願いしますか。田中委員、よろしいですか。
- **田中委員** IEE、EIA につきましては、まず私どもは最初の事前調査で行きました際、スコープオブワークの協議の時に、これは大規模なインフラ案件ということでお話を申し上げますが、どのような IEE、EIA を事業実施主体としてなさいますかという議論を致します。そこで自分達は何も用意していないという話になれば、私達は非常に協力が難しいというお話を、環境の立場から申し上げるようになっております。

そして、先方がこの案件の IEE は必要なく、非常にフルスケールの EIA が必要だということを考えておられて、既にそのような体制を組んでいるということであれば、スコーピング項目を教えて下さいと申し上げます。そこで先方がスコーピングしたことについて、JICA の事前調査で行った環境配慮の担当の団員の方が、協議をして合同スコーピングというものを大規模案件では行うようにしつつあります。

そして、その中で先方が言ったスコーピング項目の中で、抜けている部分が多々ありますので、その部分を JICA として支援をする。その部分について支援致しますというような協議をするということになります。必ずしも全てがうまくいっているわけではなく、だいたい先方がきちんと EIA のステップ、内容、予算をつけて、SW ミッションを待っているケースというのは、そんなに多くございません。ですから、そこをするためには、もっと前の段階。つまり要請段階で、そこまで熟度をあげて要請をしてきたものというのが、非常に事前調査でいい仕事をする条件になると思います。

現在では事前調査自体の時間が、非常に短いものですから、これが大規模案件になれば、通常日本でもそのような議論は、時間がかかるはずなのですが、メリハリをつけた対応というものが今後必要になってくると思います。ある案件では 2 週間で済むけれども、ある案件はではもっと長く時間を取る必要があると思います。ただ現実には、開発調査部の中では、必要な案件には事前調査の環境配慮の団員は、他の団員よりも長く現地に行って頂くようなことは、最近増えつつございます。

それから、この IEE、EIA というものを議論する時に、例えば私が担当する案件では、相手国の環境省の人にも、例えば公共事業省、農業省などの方々にも会議の時に入ってもらいようお願いを事前にするようにしております。通常、steering committee というものが作られまして、公共事業省の案件であっても、その国の経済省ですとか、財務省ですとか、そのような代表が入って、その SW ミッションの時に議論をする。これが非常に重要です。その中に環境省からもアセスメント担当の課長、そういった方に入って頂くように仕向ける必要があります。それも全ての案件でうまくいっているというわけではございません。しかし、そのような対応をしつつあります。以上です。

- **原科共同議長** 作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 今の件でわからないところは、アセスというのは相手国の国内法で、規則かガイドラインかはわかりませんが、相手の国内法ですよね。それに基づいてアセスを实

施したものの、JICA はそれで今の合同スコーピングでコメントをする、あるいは「このように変えた方がいいのでは」という提言をされる。それを相手を守るかどうかは、相手としては自分の国の法律が一番です。情報公開について昨日もお話しましたが、その情報公開についても、色々なステップにしても、満足なアセス制度がひかれているとは思いません。法律が出来上がっている国もありますのでそのような中で、どのように歩み寄りを実際されて、しかも先程の確認という言葉に入ってくるかと思いますが、足りないところを補ってあげる。さらにまた、そこから起こった問題について日本が責任を取るという、その流れが今ひとつ分かりません。

- **原科共同議長** 今の件は、どうでしょうか。
- **田中委員** それにつきましては、その国の **National Project** だと言われるインフラ案件。例えばダム、道路、港湾、大規模灌漑計画。このようなものについては、当然先方の政府がそれなりの **Priority** をつけて、アセス制度も、例えばアジアの国では相当揃っておりますので、その国のアセス制度の中で動かしていかなければいけないということなのですが、実際にそこまで熟度が上がっていない段階で、例えば要請がくるケースもあるわけですね。そういった場合に、非常に困難を伴います。

もしそこで、ある程度先方政府の中で、アセスにつきましても、その国の法制度に則って、このようなステップを踏んで行うということが決まっていて、それが要請書の中にきちんと書かれていて、そして採択をして、事前調査を派遣するというのであれば、対応は容易になってくるのですが、必ずしも、そのような案件は大規模になればなるほど、多くはないと、少なくとも私が関わった案件の中では、そのような感じが致します。

その前提で、事業アセスメントと計画アセスメントというお話が度々出ておりますが、事業は行うのだということで進めるアセスと、それから色々なオプションを考えながら、事業を行わないという選択肢もある計画アセス、その上位が戦略アセスになるのですが、そのあたりがきちんと日本の中でも定着していないということが、ベースにあると思います。

- **原科共同議長** 少々補足致します。戦略的アセスメントと今おっしゃいましたが、計画アセスメントを含む総称と申しますか、広い概念で、事業アセスより前の段階を全て含んでおります。戦略アセスの中には、政策段階のアセスメントや、計画段階など全て入ります。そのような整理をしております。
- **田中委員** それでは少々、事業アセスと計画アセスについて、今朝ご紹介致しました、アメリカの国家環境政策法を作られた、リチャード・カーペンター先生が、私どもの研修に講師として来られた時のお話をいたします。特に JICA の空港のガイドラインの英文を手に入れられたということで、これについて計画アセスにするべきだというお話をなさっておられました。

それをビデオで少しだけ見ていただこうと思います。この研修は **FASID** というところが行いまして、私が担当したのですが、アメリカの環境 NGO である **The Nature**

Conservancy と共同で行いました。ミクロネシアで行いました。これが JICA の空港の英文のガイドラインです。はい、映像ありがとうございました。先生のほうには、英文の基本的な計画アセスの配慮ガイドラインが出来ましたら送りますと言いながらも、もう 7 年も経ってしまいました。

次に、実際にインドネシアの BAPEDAL という、環境管理庁でアセスメント審査をしているところをお見せ致しますので、現場がどのような感じか、雰囲気だけでも見て頂くとよろしいかと思えます。この映像は環境アセスメントの専門家の研修を、この国総研で行っておりまして、コンサルタントの方も入っておりますし、各自治体、中央省庁の方なども入っております。ここが BAPEDAL のオフィスです。環境管理庁。なかなか立派なオフィスです。この部屋が環境アセスメント審査室です。各担当が水部門など分かれて審査を行っております。ありがとうございました。以上です。

- 原科共同議長 どうもありがとうございました。佐々木委員、どうぞ。
- 佐々木委員 ECFA の環境部会から来ております。本日は氏家の代わりに佐々木が代理で出ております。今議論されている援助機関側のガイドラインとしては、やはり相手国政府の制度やエンフォースメントの体制が不十分であるということを前提にされているのだと思えます。さらに言えば、ローカルコンサルタントの技術的なキャパシティや、彼らがビジネスをしていく上での経済的な環境も非常に弱いということも前提にしなければならぬと思えます。もし現地での法律や色々なものがしっかりしていれば、援助する側のガイドラインは非常に minimum に済むはずだと思えますが、そうではない事情があるから、日本の税金ですとか、他のドナーの件ですと、色々なところからの公的な資金を使うというような意味で、追加的な縛りが必要になってきていると、色々な援助機関が考えていると思えます。

その時に、JICA の「案件」という言葉ですとか、「案件の採択」という意味が、JBIC の場合とは異なります。また JICA のスキームによって、その意味が異なってきます。JBIC の新しい環境社会配慮ガイドラインの出だしに、基本方針のパラグラフに何回も出てくるプロジェクトという言葉に、融資等を行うプロジェクトですとか、融資契約等を通じてとか、色々な非常に限定的な物言いが出来ます。JBIC の場合には、そのような言い方が出来ると思うのですが、JICA が協力していく案件では、先程ご説明があったように色々で、特に注目して頂きたいのは、スキームによって相手国の事業への commit の具合が異なります。例えば、開発調査では必ずしも相手国が提案したり、やりたいと思っている事業に、援助する側、JICA は、commit していません。まだ考えて見ましょうという段階です。無償資金協力のための基本設計になってしまいますと、かなり commit に近い部分があると考えます。さらに開発調査の先にある連携 D/D、日本からの融資が決まっている時に、事業の詳細設計の部分までお手伝いしましょうというのは、もうほとんど commit されている状況です。

開発調査のように、マスタープランですとか、フィージビリティ調査ですとか、フィ

ージブルになるかどうか、考えてみましょう、もしくはフィージブルになるように事業を検討しましょう、作っていきましょう。環境面でもフィージブルにしましょうというような自由度がかなりある部分と、かなり **commit** している部分が混ざっております。その分両方が含まれていることを理解した上で、書かれている基本方針だと思いますので、それが逆に知らない人にとってみれば、非常に曖昧に、ゆるく、よく分かっていたら事情が分かるわけですが、分かっているだけでは、ゆるくしか理解できないという部分があるのではないかと思います。

前々回、JBIC の澤井委員がコメントされた時に、覚えておりますが、無償資金協力のための基本設計や、実際の資金協力をする場合でも、かなり JBIC が行っていると同じくらいの厳しいスタンスであるべきだというご意見だったと思いますが、そのような部分と、とにかく技術協力をしていきましょう、環境的に相手側も **National Project** と思っているもの、実現したいと思っているけれども、環境的に危うい、社会配慮的に危うくても門前払いをせずに、その協力を引き受けることによって、国際協力事業団は **National Project** をもう少し、非常にまずい場合は支援を止めるということになると思いますが、良いプロジェクトに変えていくという協力ができるというチャンスがある部分と、ある段階ではすごく厳しい態度を取らなくてはならない段階と、色々なものが混ざった協力をされているのだと思います。

そのスタンスが、前段の基本方針のところ、明確になっていないところで、皆さんの色々な意見があるような気がします。このガイドラインをスキームごとではなく、1 つにまとめたというの、非常によくわかるのですが、それもどなたかがおっしゃったように、個々の部分があるということを押さえて、基本方針も書けば、もう少し分かり易いのではないかと思います。

- **原科共同議長** 深田委員、どうぞ。
- **深田委員** ありがとうございます。今までの議論を聞きまして、おっしゃられたとおり、プロセスの中で、基本方針の全体の構造を、私自身今考え直した方がいいのではと思いました。ある意味では、この基本的な方針の中で、最初から「途上国が行う環境社会配慮の努力を支援し」や、②で環境社会配慮を行う主体は「開発途上国政府またはその実施機関である」という書き方は、やはり先程おっしゃられたとおり、色々なスキームにおいて、とらえ方が、すごく責任逃れをしているようにとらえたり、我々 JICA はこの範囲だけなのだという説明をしたりということをして招いているのだと思います。本当はもっと整理すれば、最初に日本として、あるいは実施機関の JICA として、援助を実施するにあたって、環境社会配慮をきちんとしますという一宣言が第一にあるのだらうと思います。

第 2 のプロセスとして、ある案件を途上国政府から要請を受ける段階で、環境社会配慮に関しての分野での、十分な、可能な限りの情報を、途上国政府に要請の段階で求めるということ、JICA として政府に求める。それが第 2 にあるのだらうと思います。

第3として、そのような要請を受けて、案件を決定するにあたって、その要請を受けた資料だけでは不十分であれば、引き続き事前調査なり、予備調査を行うという行為を政府に求める。そのような決定行為を政府に求める。その段階で、実施機関として必要ならその予備調査に、実施機関が予備調査を行う。それで大体の案件の、いわゆる是非というものは判断されます。

第4の段階で、そのような形で、実際に無償資金協力の場合は基本設計調査、開発調査の場合はその時点の開発調査に入っていくわけです。その中で、まさにはっきりしなければならないのは、環境社会配慮ということに対してどのような環境アセスメントをしなければならないのか。あるいは、環境アセスメントをその調査の段階で行うでしょうし、社会配慮の観点からどのようなプロセスをしなければならないのかということも、そこをきちんとチェックをします。そこは環境アセスメントを行う、あるいはそのような社会配慮からの必要な手続きを取ることに對して、途上国が十分出来なければ、まさにそのような基本設計調査なり、開発調査を通じて、JICA が支援をすることになるのだと思います。これが第4の段階なのだと思います。

そのこの提言自体には、また代替案を含めた提言になるのですが、環境アセスメントは恐らく基本設計調査なり、開発調査の段階で行われるのででしょうし、住民配慮等の社会配慮については、その段階で住民ヒアリングもあるけれども、最終のこのような住民移転をなささいという部分というのは、実施段階になるのででしょうし、そのような意味でも提言にそこはなるのだと思います。

第5の段階で、それを受けて案件を実施するといった時に、2つあると思います、1つは、そのようなことをきちんと行うという途上国側からの意思を、何らかの形で日本政府が確認した上で援助を実施する。その手続きというのは、例えば現在では、無償資金協力の場合はEAという政府約束があるわけですが、そこでどう書き込むかという話があると思います。それを日本政府として、きちんと途上国側に必要な措置を求めるといふのがあります。

その次のステップとしては、それを踏まえて実際の実施段階において、それが実際に行われているのか、いないのかということ、どのようにチェックをして、どのようにして担保するのか。また、実際に行われなかったら、どうするのかということだと思います。そのような援助の実施段階において、このような途上国側のチェックを求めると、日本側としてもそれをチェックしていくということ、実施主体に求める。実施主体という意味は、無償資金協力の場合は政府でしょうし、開発調査のあとの円借款に繋がれば、JBIC と政府だと思います。そのようなことを求める提言の中で謳う。言ってみれば、めいっぱいこの委員会でも、提言をプロアクティブにとらえて、そのようなところまで踏まえて提言をするということであれば、恐らくそのようなことまでを含んだ提言をこの委員会です。このようなことになるのではないかと思います。

-----◇-----

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。今日は、基本方針以外にも2番、3番とありますので、一応資料のご紹介を頂いてからに致しましょう。この議論はまだ色々ありそうですから、そろそろフィードバックするというので、一応ここで一区切りにしたいと思います。ご紹介頂いた方がよろしいですね。中身はだんだん他の部分と関連してきましたので、それでは次のところを2番、3番続けてお願い致します。
- **鈴木** それでは4ページの「2.ガイドラインの目的」と「3.ガイドラインの適用範囲」を続けてご説明させていただきます。「2.ガイドラインの目的」。JICAの責任ある環境社会配慮の確認と支援の姿勢を示すものというように考えております。環境社会配慮の確認と支援の手続き、意思決定を行うにあたっての判断の基準、環境社会配慮の確認と支援を行うにあたって先方に求める要件を明らかにすることにより、開発途上国に対し環境社会配慮の適切な実施を促す。これをガイドラインの目的というように我々考えております。次は適用範囲でございます。

3.1として、環境と社会の範囲ということで、ここに人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含めると入れております。これはこの委員会で、特に社会の範囲という中で、人権、ガバナンス、ジェンダーについても議論はすべきであろうというご意見があったのをふまえて、ここにを入れております。我々としては、JBICのガイドラインで定められた範囲を参考にして検討していきたいと考えております。特に大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDSなどの感染症等）を含み、越境または地球規模の環境問題がJBICガイドラインに含まれておりますが、各項目の必要性を確認する必要があると思っております。特に水利用、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDSについては、どのように入れ込んでいくのか、検証が必要だと考えておりますので、是非このあたりは、先程既に少しご紹介して頂いている部分もございしますが、JBICの研究会の時の議論もご紹介頂けると大変有り難いと考えております。実行可能で、時間や費用の限界も考慮した上で、重要な事項を範囲としたいと入れてありますが、その基本方針、先程も基本方針として盛り込むお話と、手続き等という議論はあると思いますが、こういったジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDSについては、JBICの研究会でも社会の項目として入れてあるのですが、具体的な手続き面、あるいはどのようにチェックしていくのか、どのようにしていくのかについての方法論が、十分な議論が我々として読み取れなかったというところがございますので、ここをどう見ていくのかというのを議論していきたいと思っております。

次の点でございます。調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。これは、JBICのガイドラインに準拠した形の書き方となっております。ここについても、

再度我々のこの委員会でご議論頂きたいと思っております。

次の3.2でございます。スキームの取り扱い。先程、ご意見を佐々木委員や他からも出ておりましたが、我々としては、開発調査・無償資金協力・技術協力プロジェクト、各々のガイドラインを作成することはせず、統一したものを作成したいと考えております。各々の事業は、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類を行い、カテゴリ毎に必要な環境社会配慮への支援を行う。そもそもこのガイドラインは、細かい20のセクター別のガイドラインがございますが、それは非常に細かいチェック項目も含めたものになっておりますが、このガイドライン自身は、寧ろそれら全部を包含するような考え方、共通した手続きといったような情報公開を含めた考え方、プロセスというものを目的としておまして、それぞれのスキーム毎にdetailに渡るものは、またその基本的な考え方や手続きに基づいて、別途必要があれば作っていくものだと思っておりますので、ここについてはスキーム全体を見渡して、JICAとして環境社会配慮、それぞれ挙げました3つのプロジェクトについて、どうしていくべきかということを整理したもの。あるいは統一したカテゴリ分類をして、そのあとカテゴリに応じた配慮を行っていくことかと考えております。次の点でございます。

3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性ということでございます。これは、紛争国・紛争地域や軍事政権下の国に対する案件採択の判断自身、その国に協力を実施するか、どうかといった判断自身というものは、我が国政府の権限にあると考えております。ただこの中でも仮に、案件の採択をするということになった際、環境社会配慮が必要となる場合、住民参加や情報公開等の配慮の前提条件を確認することが、あわせて重要だろうと考えます。環境と地域社会に重大な影響が予想される事業について、こうした前提条件の確保が十分になされない場合は、採択を見送るように提言することもあり得る。これはまず、軍事政権国、紛争国に対して、日本のODAを実施するか、どうかというものは、政府の判断に委ねられるということが1つ。

それは、ここで議論する話とは超えているものではないかと考えます。ただ、国が支援すると決定した場合に、いくつかの案件が出てきた時、その案件に環境社会配慮が必要という案件の際には、ある程度何らかの前提条件といったものを確認した上で進めていく。それは通常軍事政権下、あるいは紛争国、紛争地域でない国とは違った前提条件が必要なのではないかと問題提起でございます。これは、先日松本委員、川村委員とNGOの方々からのご提案の論点のところに出てきた点をふまえて、盛り込んだものでございます。以上でございます。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。今3番までご紹介頂きましたが、計画アセスメントも先程出ましたので、4番もセットでお願い致します。
- **鈴木** では、4についてご説明致します。計画アセスメント(戦略的環境アセスメント)。複数の事業等を総合した地域全体の開発計画(マスタープラン等)や事業を決定するものではないが、事業の内容を拘束する計画(国の施策の策定、土地利用基本計画、公共

事業5ヵ年計画、エネルギー供給目標等)の作成においては、早い段階から、より広範な環境配慮を行うことが出来る仕組みとして計画アセスメントの活用ということが出来るかと思えます。これまでJICAとしては、事業では開発調査のマスタープランというものが、まさにこの計画アセスに近い考え方で事業を成されてきたと思えますが、もう一度この計画アセスというものを、きちんと我々も勉強して、JICAの事業にどのように、どの段階の調査であれば、どのように組み込み得るのかということも検討したいと考えております。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。5ページまで議論の範囲を広げたいと思えます。その前に先程も申し上げましたが、オブザーバーの方からも何かご意見がございましたら、ご発言頂きたいと思えます。どなたかご発言がある方、いらっしゃいますか。お名前と所属をおっしゃって頂いて、マイクをお願い致します。

- **(財)自然環境センター 白井氏(以下 白井氏)** 自然環境センターの白井でございます。1番に戻ってもよろしいでしょうか。1番の環境社会配慮の基本方針ですが、この「3.1」のどのようにプロジェクトライフサイクルに渡るかというところに関わってくるのですが、結局この基本方針を誰に発信するかという、対象が問題ではないかと思えます。例えば世界に対して言うのか、日本国民に対して言うのか、相手国政府に言うのか。そのあたりを明確にしておいた方がいいかと思えます。それが第1点です。

①のところの最後の方に、「環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、実行可能な範囲で」と書いてありますが、この実行可能なという言葉が、非常にひっかかりまして、このように書いておきますと、例え何かをした場合、ここが実行可能な範囲ですと言われてしまうと、非常に困ることがありますので、この実行可能な範囲ということは、やめた方がいいと思えます。

それと、昨日私をご紹介したペーパーにもございましたが、自然環境の場合、予測が難しいということがございますので、例えば次のような言葉を入れたらいかがでしょうか。「計画・実施時に、影響を予測できない場合は、そのリスクをステークホルダーで共通認識し、モニタリング及びフィードバックを行い、将来影響が明らかになった場合は、適切な対応を講じる」というような文言を入れた方がいいと思えます。

それと、全体の「1.環境社会配慮の基本方針」のところ、主語がなく、あとで英語や国連言語に直した場合わかりにくいところがあると思えます。例えば3番の最後で、「環境社会配慮が不十分と判断した場合は」とありますが、誰が判断するのか。誰が提言をするのか。そのあたりが非常に曖昧です。これは例ですが、全体について、もう少し主語をはっきりさせないと、あとからまた、文言の解釈の違いということで、色々問題が起きると思えます。以上でございます。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。今の件で何か応答はありますか。どうぞ、富本委員。
- **富本** ご指摘のところは、5ページのところでしょうか。実行可能で、時間や費用の限

界も考慮したということですが。

- **原科共同議長** 3 ページにもございます。3 ページの①の下から 2 行目で、「実行可能な範囲で～」とあります。
- **富本** ①は、先程も申し上げましたように、どこまで行うのかというのが、1 つございます。今おっしゃったように、リスクを明らかにするというような、内容なのかもしれません。そのような範囲を明確にするということが、私としては必要だと思っておりますし、それから 5 ページの方は、時間や費用の限界がございますので、効率的に行うということが 1 つ言えるのではないかと思います。
- **鈴木** 3 ページの①の「実行可能な範囲で～」というところは、そもそもここは主体の問題が、先程責任関係など出てきていると思いますが、環境社会配慮を実際に、一般に日本でも同じだと思いますが、環境社会配慮をするのは事業主であり、その事業主が、自身が実行可能な範囲で、どう回避もしくは軽減するのかということだと思います。ここは、「配慮とは」とあり、確かに色々言葉が足りない部分がありますので、もう少しきちんと説明を書かなければならないと思いますが、ここの環境社会配慮の配慮というものは何を示すのかという考え方で、事業主、途上国政府、事業実施主体（途上国）が、実施可能な範囲でという意味で書いたものでございます。少々表現ぶりが確かに紛らわしく、JICA のやることと、色々ミックスしているので、まぎらわしいと思います、これはアセス自身の考え方として、実行可能な範囲でというような、環境アセスを行った配慮する事業主の方の仕事として、実行可能な範囲でという意味を盛り込んだ部分でございます。
- **原科共同議長** 今の件に関して、臼井さんいかがでしょうか。
- **臼井氏** 実行可能な範囲というのは当たり前のことで、わざわざこのように書く必要は全くないと思います。実行可能な範囲以外のことは絶対できないですから、こう書いてしまうと「実行可能な範囲でやりましたよ」となってしまいます。
- **原科共同議長** スタンス。姿勢としてどうかということですね。先程のところと似ているような気がします。あえてこれを付けなくてもいいというご意見ですが、いかがでしょうか。小川委員、どうぞ。
- **小川委員** 「実行可能な範囲」でということを敢えて言うと、反対解釈として出来ないことはやらなくてもいいとなります。環境の世界ですと、常にこう書くとそういう意味だと意識されておりますので、私としてはない方がいいと思います。基本的な考え方ということで書くのであれば、寧ろ環境社会配慮の考え方というものは、環境社会影響を出来る限り低減していくのだということが、基本的な考え方であろうと思います。もっと具体的に書くとすれば、後段に書いてあるように、受け入れできないような影響を回避出来ないのであれば、事業自体行わないということが、スコープに入っておりますので、詳しく書くのであれば、そのようなことも必要ですし、基本的な考え方であれば、基本的な考え方にあう書き方をすべきだと思います。

- **原科共同議長** 私も実行可能な範囲でと書くと、そちらに引っ張られるような形になる恐れがあるような感じを持ちました。今の件ですか。どうぞ。
- **JICA 松浦** 無償資金協力部の松浦でございます。やはり全体に開発調査と無償資金協力、基本設計調査はかなり性格が違っているので、それを1つの文章で行うと無理があるような感じがします。國島共同議長がおっしゃったように、スタンスがもう少し強くないと、実際の無償資金協力の基本設計では、かえって途上国側の関心を弱めてしまう気がします。やはり、ある程度日本政府としては、このようなことが確保されないと無償援助が出来ないのだという、ある種の調査の責任性というもの、ある程度持たないと、支援しますとか言っていると、「ありがとう、ありがとう」という世界から入ってしまうと、実務論としては調査団が行った時に、このようなことに対しては援助出来ないという部分のスタンスがある程度ないと、相手側になめられてしまうという、極めて下品な言葉ですが、なめられた結果として、配慮がなされないということもあるのだとすると、やはり開発調査はある意味ではまだ計画段階ということと、基本設計ですと、かなり実施に近づいているというところから言うと、もう少しトーンを強めて頂くというのがお願いです。

第2点はやはり、基本設計の殆どが政府の **commitment** に繋がっていくという実情、実績からみれば、やはり外務省と JICA の責任が、どこでどうだというのはある程度わかるように書いて頂くという方が、寧ろ私どもの仕事はやり易くなるということがあるかと思えます。以上です。

- **原科共同議長** 今の件について、澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** 実行可能なというのと、同じ話で、時間や費用の限界を考慮した上でというものがあるのですが、これも同じ考え方で、イメージ的に書かない方がいいのではないかとということでございます。それから、話題を変えてよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** その前に、少しまとめをしたいと思えます。基本方針ですが、色々ご意見頂きました。早速これを、今日の議論をベースに、提言のドラフト作成をお願いしたいと思います。その時に基本方針について、皆さんから頂いたご意見は、私の感じでは、1つは JICA としてのミッションはわかるように書く。特にそれにどう取り組むか。姿勢が明確になるように書いた方がいいと思いました。

その時ある程度、ご意見にもありましたが、トーンを強くした方がいいのではないかと。國島共同議長もおっしゃっておりましたし、私もそう思います。ある程度そのような感じがいいかと思えます。ただ、表現によっては、きつくなり過ぎるかもしれませんので、ドラフトを作って頂いて、どのくらいうまく表現出来たかという吟味を次回したいと思えます。そのような進め方をしてはいかがでしょうかという提案でございます。どうでしょうか。今頂いた議論を踏まえて、そういった作業に取り組んで頂くということでもよろしいでしょうか。これを次回また検討致します。作本委員、どうぞ。

- **作本委員** 今私も、実行可能な範囲でとか、時間と費用とか、万が一の場合にエスケー

プ出来るようなフレーズを含めた文章だということはわかります。これ以前に、責任という言葉が出てきております。責任というと、先程随分生々しい話も出てきましたが、私自身は JICA の本来の責任というものは、この確認であり、支援であると思います。相手国政府の立場は国によってまちまちで、私もインドネシア政府とは仕事の関係で色々あり、先程の BAPEDAL にもよく行くのですが、やはり相手国政府にしっかり行ってもらわなければということを誓約してもらおう。あるいはきちんと言ってもらおう。その一点を抜きにして、いくら JICA が立派なガイドラインを作っても、私は空回りしているのではないかという感じがします。

1つ質問があるのですが、環境管理計画という言葉が、相手国政府が作られるものとして、前に配られた報告書に出ていたわけですが、これはどのようなものなのか。このようなものは、相手国政府に、環境管理計画、環境を含めた、例えばダムだと、環境関連でどのようなことがあるということを、きちんと作らないといけません。そうしないと、相手国政府の主体という言葉や、実施機関などといった意味がわかりません。これではアクターというくらいの意味なのか、社会配慮を行う責任主体といった意味まで、よく分からないのですが、やはり環境配慮は相手国政府が責任を持って行うことが必要だと思います。私は第一義的な責任の所在は、相手国政府であり、地域政府も含めてですが、そういう意味で、ここできちんと言葉を使うならば、相手国政府がまず負うのだということを言うべきではないかと思います。JICA というのは、確認、支援ということで本当にいいのかということも、もう一回我々自身で確認すべきだと思います。

ただ、私は先程ここにおられる専門員の今井さんから聞きましたが、最初に質問したことと係るのですが、もう何度もお話がありました。開発調査と基本設計調査によって、JICA が自分でアセスの手続き等を行う場合と、あるいは、相手国が行うアセスの手続き等を行う場合があるといった違いがあることです。相手国がまったく国内法に基づき実施するという意味とでは、同じではないかと思うのですが、どちらがアセスを行うかということによって、JICA 側に降りかかる責任というものにも、程度の違いが出てくるのではないかと思います。そういった意味で、一律に方針を言うのではなく、ブレイクダウンして、それぞれ事業の中で JICA に重い責任があるかもしれないし、あるいは少ない責任があるかもしれない。そのようなことを含めて、ここで使われていたような法的な責任といった立場には、やはり一遍にそこまで私は飛び跳ねられないと個人的な印象を持っております。

- **原科共同議長** 今のご意見ですが、私は3つの事業といいますか、JICA の役割があるということですが、当然ケースバイケースというか、事業の対応によって変わってくると思いますが、3つ統一してというのは、基本的な考え方を、JICA が要するに国民の負託を得て、公共性の高い機関として活動するわけです。そういう時の考え方の基本を、ここの最初に示しておいた方がいいと思います。

ですから、そういう統一的な、基本的なところはしっかりと示しておいて、それを厳選し、あとはおっしゃったように個別の事業の種類によって対応が変わってくる場合があると思います。ただ、基本方針としては繋がっているところは大変大事だと思います。ですから、そのようなことを考えますと、場合によっては3つの事業の進め方も、もう一回見直して、従来のやり方で新しい基本方針はどうかと見直していくというようなことも考えていいと思います。

そのような考え方で、まず基本方針はどのようなミッションがあって、どのような姿勢であるか。これは先程ご質問がございましたように、このことは世界に対して情報を発信するわけです。これは田中委員もおっしゃったように、前からJICAはどうかのと聞かれているけど、表に対して説明出来ないというのは、まさに説明責任。国民に対する説明責任、それから世界に対する説明責任を果たす。その入り口のところなので、きちんと書いた方がいいと思います。

ですから、作本委員がおっしゃるように、大変事情をお知りなので、寧ろ色々なことが気になってしまうかと思いますが、その前に統一的な基準というものは、どこかで示さなければなりません。基本方針とは、そのようなことに絞って、1ページか1ページ半程度に短く書いた方がいいと思っております。田中委員どうぞ。

- **田中委員** 作本委員がおっしゃった、環境管理計画まで踏み込むかということについて、意見を述べさせていただきます。日本でも各自治体で、環境管理計画などを作っているわけですが、今回議論しているこれは、環境配慮をどうするかという議論に絞っていかないと、環境管理計画までどうするかという議論とは切り離さなければならないと私は思います。

またプロジェクト研究の書類に戻りますが、昨日お配りしたプロジェクト研究、参考資料2の52、53ページのところに、何度も申し上げますが、現行のガイドラインに基本的な考え方が載っているわけですが、これは1988年に環境分野別援助研究会というものが開催されまして、その中で大いに議論があって作られた基本的考え方です。ですから、52ページの左側の多くの部分が、変更なしとの理由は、環境配慮の大原則を述べているところであり、変更の必要性は認められないとプロジェクト研究では、このような議論でした。53ページの真中あたり、改定案のところの下線が引いてある真中あたりですが、「JICAは、こうした開発途上国の事業実施主体の責任で行われる環境アセスメントが適切に実施されるよう、戦略的環境アセスメント(SEA)に係る世界の流れを考慮しつつ、計画の早い段階から支援していくものとする」とあります。

今作本委員がおっしゃった、先方がこれはきちんと、特に大規模案件については、事業実施主体として環境アセスメントを行うということを前提で、JICAは支援するということを述べております。ですから、これから文章を色々お考え頂く場合に、私は是非、繰り返しますが、このプロジェクトの第4章のこの部分を是非参考にして頂いて、ここでも相当の議論もございましたので、ここも使って頂いて、現在のこの論点とあわせて

ご議論頂ければいいと思います。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございます。少々補足しますと、これは最初の基本的な考え方の入り口、1988年の分野別の援助研究会の成果をベースに作っております。その後第二次研究会をやりました。その中で今寧ろ田中委員がおっしゃったように、中身が補強されております。これと整合するような提言になっておりますので、これは大変大事な部分だと思っております。それでは、櫻井委員、どうぞ。
- **櫻井委員** 経済産業省の櫻井でございます。今基本方針の話に少し戻っておりますので、3ページの1の①の、この出だしのフレーズというのは一番大事だと思います。「開発途上国政府が行う環境社会配慮の努力を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する」とあるのですが、これは大事な文章なので、努力というのは必要なくて、よっぽど議論をして、ここで意識的に変えてあるとは思いますが、やることは、彼らが行う環境社会配慮を支援するのであって、努力というような書き方をする必要はないのではないか。大事なところなので、シンプルに、きちんと書くべきではないかという意味で、この努力というのを落として頂きたい。
- **原科共同議長** なるほど。作本委員がおっしゃったかもしれませんが、先方政府がしっかりやらなければいけないのだということと関係してきます。努力というよりも、支援するというのを、はっきりするというのに繋がると思います。それでは、環境管理計画の話も少し出ましたので、ここの6ページに環境管理システムという、少々違いますが関連しますので、環境管理計画全てはやりませんが、環境管理計画を適用するというのもございますので、ご説明して頂いた方がよろしいかと思っております。
- **鈴木** それでは6ページの「5.環境管理システムの適用」についてご説明致します。これは何回か前の委員会で、やはり環境管理システム自身に対しても、協力を適切に行っていくことが必要だろうというご意見を頂いたことを踏まえて、入れた部分でございます。最初の部分で書いているのは、ISO14001の部分でございます。ISO14001自体、皆様はよくご存知のことかと思いますが、そちらにあるように①経営層による環境方針の策定、②計画、③実施及び運用、④点検及び是正処置、⑤経営層による見直しのシステム(Plan、Do、Check、Action)ということを確認して、環境配慮の継続的改善を続けることがこのISO14001の基本的な考え方と理解しております。

現在そこに挙げております、ブラジル、中国、インド、マレーシアでは認証の取得が進んでいると理解しておりますが、その他我々が多く相手にする途上国政府、実施機関で、こういったISO14001に限ってお話をしますと、どこまで進んでいるか、非常に難しいと思っております。間違っておりましたら、ご意見お聞かせ下さい。

ここに挙げておりますのは、JICA自身もISO14001の認証取得をどうしようかという話をしている中で、JICA自身が働きかけを行うとともに、何よりも途上国の経営トップ、政府自身の判断というのが一番重要ではないかと思っております。この部分については思っております。

2 点目に入れましたのは、その環境管理計画に近い部分でございます。環境対処能力の向上。先方政府がきちんと環境社会配慮を行っていただけるような能力を身につけるよう、あるいは育てるように支援するということは、前にも挙げておりますが、その事業者の自主的環境保全努力を促進し、向上させることを目的に、この協力事業の性質に応じてというわかりにくい言葉を使っておりますが、これは何を言っているかといいますと、プロジェクトサイクルの準備段階。つまり開発調査の段階は、サイクルという準備段階でございますので、そちらにはフォローを含めた環境管理計画の作成を支援する。実施が出来るか、どうかというのは、短い開発調査の期間では、実施までモニタリングをするというのは難しいので、作成を提言し、計画の作成に向けた支援を行っていくということ。

それから、その後のプロジェクトサイクルの実施・監督段階。ここは、技術協力プロジェクトを示しております。プロジェクトサイクルは、最後のページに表がございしますが、実施と監督の部分は、JICA も主体となって行っていくのが技術協力プロジェクトでございますので、そちらの技術協力プロジェクトでは、活動にこういった環境管理計画のモニタリングや、環境保全対策を先方が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には実際にそれが動いているのか、どうか。計画が実施されているか、どうかの事後調査を行うということも含めて検討していきたいというように考えております。以上でございます。

- **原科共同議長** はい、どうもありがとうございました。一応 5 番まで、ご紹介頂きましたように、基本的事項ということで 5 つに整理してあります。これもこういった分け方がいいか、どうかも含めて、議論したいと思います。全般に関しまして、ご意見頂きたいと思います。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 1 点だけ言葉の整理で、支援するという言葉をやはり整理したいと思います。つまり、環境社会配慮を支援するといった場合、相手国政府、実施機関が行う環境社会配慮を支援する。あるいは環境支援という言葉でも、この支援という言葉を使っているし、ODA そのものを供与することを支援するというところでも使っております。つまり、例えば基本方針②の「内容を確認し、支援する」というところは、確認したあとに、すぐに支援になるとは限りません。支援するか、どうかを考えるわけです。その上で、支援することになったら、支援するのですが、今度は具体的にその中での環境社会配慮も支援するわけです。

この支援するという言葉が色々なレベルで使われているので、どうも我々のように ODA を出すか、出さないかというところに、まず入り口としてとても重要だという認識を持っている者からすると、なんとなく、この支援するという言葉が、軽く感じられる。この軽いという言葉の使い方も軽いのですが、もう少し厳密な言い方をすれば、やはり支援という言葉は、あまり簡単に使い過ぎない方がいいのではないかと思います。つまり、環境社会配慮を支援するということで、一貫して使うのであれば、もう少しし

別のところで、事業実施を行うべきか、どうかという判断も、どこかの段階で考えるというような文言を入れるとか、そうしないと、②だったら、確認し支援をするか、どうかを検討するというような段階を飛び越えて、このように書くのは、いかがかと思いませんので、一つこれは起草委員会の議論にもなるかと思いますが、JICAでも支援するという言葉の使い方については、広すぎるというのが1点です。

ということで先程の責任論の話ですが、昨日お話をしましたが、一番気にしているのは、相手国政府が環境社会配慮の実施の責任であってもいいのですが、支援する側の責任が何であるかということも、あわせて書いて欲しいということです。ですから、作本委員のご意見に異論はありませんが、だとするとJICAは何の責任を持つのか、何が達成出来なかったら、JICAがいけないのだという議論になるのかということについては、答えを出して欲しいと思っておりますし、私は少なくともガイドラインの議論の中では、この中で書かれているような要件が満たされないような場合にも支援をするという結論が最終報告書に出てきたら、やはりそれは、JICAがその支援の責任を果たしていないというように考えるという意味です。言葉をどう使うかはお任せしますというか、皆さんで議論をしていきたいと思いますが、そのポイントを基本方針の中から取ることが賛成出来ないということです。

2点目は、適用の範囲で、細かいことでもいくつかあるのですが、大きい話を1つさせて頂きたいと思います。環境影響と社会影響という言葉と、環境配慮と社会配慮という言葉に若干、特に社会のところで異なる混乱があるのです。これはJBICのガイドラインを見て頂ければわかるのですが、社会配慮の中にはプロセスという部分が入ってきます。例えば社会的な弱者に対して配慮を行うということも、この中に入ってくると思います。

ですから、JBICの議論の時にも実は、社会影響とは何かということとともに、社会配慮とは何かというような議論もしているのですが、このところは、ガイドラインの適用範囲のところで、当然何が環境影響、何が社会影響かという議論、自然環境と社会環境という話をするのは大事ですが、もう一つ社会配慮といったときに含まれる言葉、これはJBICのガイドラインで言えば、女性、子供、少数民族、貧困といった社会的弱者というのが、例えば意見を言いにくいであるとか、プロセスに組み込まれていないとか、そういったことに十分配慮するべきであるというようなことが、JBICのガイドラインに書かれていると思います。

そのような意味での社会配慮については、実は手続きに入ってしまうと書くところがないのです。そのようなこともあり、この段階で書き込んで頂きたいというように思います。お配りした資料について、簡単にご説明させて頂いてもよろしいでしょうか。それとも後の方がよろしいでしょうか。

- 原科共同議長 簡単に出来ますか。
- 松本委員 (メコン・ウォッチ) はい。実を言うと、目的から5までしてしまうと、相

当色々な話があるものですから、環境社会の区別、何をもって環境社会とするかというところの議論の1つとして、今日お配りさせて頂いた「民主化と環境社会配慮について」という資料がございます。これは今、私が申し上げましたような社会配慮というものに値するものです。社会影響というよりも、社会配慮に値するものです。JICAが昨年行った民主化支援に対する報告書というものが、国際協力総合研究所から出ており、このようなものがあるわけですが、私はこれを元に議論させて頂きたいと思います。

この中で、民主化の目的というのが、政治的自由などの基本的人権の尊重及び政治参加を促進し、また参加型開発の推進にも適した政治・行政・社会を構築する。開発の視点からは、この民主化というものは、開発成果を持続させるための仕組みと能力というように、この研究会自体は整理しております。その中で民主化制度、つまり法の支配、基本的人権、政治的参加というものがあります。それから民主化を機能させるシステム。これは、俗に言うガバナンスで、インフォーマルなチェックが行われるような社会システムになっているか、どうか。それから、民主化を支える社会・経済基盤。これは、例えば識字率が低い中で、どのくらい民主化ということを行えるか、どうか。あるいは、道路がない中で、一体どこまで住民参加が行われるかという議論が、この中でなされています。この3つが重要である。その裏を返せば、民主化支援が必要とされるような国は、日本は今、民主化支援をしておりますが、程度の差こそあれ、開発成果を持続させるための仕組みと能力に不十分なところがあるということだと思います。環境社会配慮の点から考えると、特に住民参加とか、社会のプロセス、意思決定へのプロセスが重要だということになる環境社会配慮の点から考えると、こうした民主化が進んでいない国では、開発事業に伴う環境社会影響に対して、適切な配慮をする仕組みと能力の面で問題があるということは、十分に予想されるのではないかとこのように、考えられます。そこで、民主化と環境社会配慮。ここの表題ですが、これは即ち、事業を実施する国や地域で民主化に重要な上記の3つの側面（民主的制度、システム、社会的基盤）がどのような状況かを考慮して、適切な対応をとるということを、ここでは意味しております。

具体的な事例として、2ページに渡る右上にメコン・シャークのマークがある、「ビルマにおける調査の可能性と限界」というペーパーを用意しました。これを詳しく説明する時間はありませんが、これは1つの事例でございます。このビルマの強制労働についてどうかという議論をしたいのではなく、この時に軍事政権下にあったミャンマーという国において、ILO国際労働機関が、どのような配慮をして調査をおこなったか。どうやって住民の自由な意見に接しようと努力をしたかということでございます。ここで言いたいのは、ミャンマーという軍事政権下では、そのようなことが絶対出来ないので、ミャンマーには援助をするなという議論ではありません。個人的にはそう思う部分もございしますが、しかしILOはそうした厳しい状況下においても、出来る限り我々が言うところの住民参加、自由な意見の表明というものに接しようと、調査の中で努力をされました。その努力の跡が、この紙に書いてあるとおりです。

従って、ミャンマーのようなある種、極端な軍事政権下の国だけではなく、例えばその隣国である、ラオス、ベトナムといった社会主義政権にある国でも、程度の差こそあって、民主的な制度やそれを機能させるためのシステムという現状を考慮しないと、事前調査、事業実施というものが色々難しいことがある。本研究会で出されたナムニアップ水力発電所の場合でも、どうやって識字率の低い住民達に、しっかりとした情報を伝え、声を反映するかというようなことも議論になったかと思いますが、そういう意味からいくと、民主化を支える社会基盤と定義されている識字率とか、教育水準、あるいは経済基盤とされている道路整備が低い地域で実施する情報の提供、住民の参加というものを意味するためにも、この3点、民主的制度、民主化を機能させるシステム、さらにそれを支える経済基盤というものが、個々の地域、国によってどうなっているのかということに対する配慮が必要ではないかというように考えます。

以上の点から、事業の検討、調査、実施、モニタリングにおいて環境社会配慮を行うにあたっては、当該国や地域の「民主的制度」、「民主化を機能させるシステム（政府と市民社会のガバナンス）」、「民主化を支える社会・経済基盤」に十分考慮した方法をとるべきであるという意味で、先程申し上げました、社会配慮というものの1つとして、この民主化と環境社会配慮という考え方も入れて欲しいというのが、私の最後の意見です。

-----◇-----

- **原科共同議長** 時間がそろそろ参りましたので、ここでストップ致します。これはまた皆さんの方で、ご覧になって頂きたいと思います。それから、色々議論を頂きまして、さらに議論しなければならないと思いますが、具体的な提言をまとめる作業をしなければならないので、このワーキンググループ、提言起草グループを今日決定したいと思います。このメンバーは、昨日國島共同議長から示していただきましたので、ご存知の通りだと思いますが、改めて確認致します。

その前に、そろそろ起草グループのメンバーを決めてもよろしいでしょうか。小川委員、吉田委員、松本委員（メコン・ウォッチ）、氏家委員という4名ということになりますが、よろしいでしょうか。早速資料を配布して頂きます。この4名にお願いしてもよろしいでしょうか。それでは早速お願いですが、次回までに基本的事項の、環境社会配慮の基本方針、あるいは目的という1番と2番くらいは、早速ドラフトを作って頂いて、今日議論がありましたので、それを受けて作って頂くということで、よろしいでしょうか。このまとめ役は、どう致しますか。どなたにお願いすればよろしいでしょうか。皆さん、環境省の小川委員に目が向いておりますが、よろしいですか。小川委員、ご承諾頂けますか。

- **小川委員** 手を使うということであれば、ご協力いたしますが、形式的には4人が同じ立場で、チームとなって行うという方がいいと思います。
- **原科共同議長** それでは、幹事役という形で、小川委員にお願いすることに致します。

それでは、作業の段取りをそのような形で進めます。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 吉田委員は、昨日もご欠席だったのですが、確認されているのでしょうか。
- **原科共同議長** あらかじめ、私はお願いした記憶がございます。それぞれお願いしております。少々欠席裁判のようになってしまっておりますが、その際ご本人には覚悟して頂くようにお願いします。

次回の改定委員会ですが、お手元の資料の最初に書いてありますように、また2日間連続で行おうということでしたが、ビューローで相談しましたところ、金曜日は都合の悪いメンバーが、少し多くなりましたので、次回第8回は、5月22日だけに致します。ですから、第9回はその先になります。ですから、第9回、第10回は6月になりますが、6月の進め方については、1回にするか、2週間くらい間をおいて2回にするかということがありますが、そのあたり何かご意見ございますか。それでは、全体のスケジュールを配って下さい。

それから、論点の紙もお配り下さい。これから提言を作っていくために、論点を整理しましたので、それをもう一度確認して頂きます。そういった論点の議論を進めていくために、どのくらいの時間が必要かという検討をさせて頂きたいと思ひまして、スケジュール案を事務局に用意して頂きました。本日会議が始まる段階では、第8回、第9回を5月の下旬に行う予定でしたが、第9回を行うのは難しいということで、急遽このようなスケジュール案にして頂きました。第9回、第10回を6月に出来たら行いたいということですが、これも進み方をみて、再考を致しますが、一応このような案を考えてみました。あるいは、場合によってはまた議論が白熱してまいりましたら、昨日、今日のような形で連続して行うことも必要かと思ひます。小川委員、どうぞ。

- **小川委員** 1つは、手続き部分の討議が実質的に大変で、具体的な議論になるかと思ひます。そのために、先程作本委員からブレイクダウンというご質問があつて、それから富本さんからお答え頂いた内容があるのですが、JICAが具体的にどのような作業をしているのかというのが、議論のスタートになるかと思ひますので、先程富本さんがおっしゃった内容、それから田中委員からあつたような環境配慮の中で、合同のスコーピングをしているのか、JICA、もしくはJICAが委託したコンサルタントがどのようなことをしているのかという作業を、開発調査、無償資金協力、技術協力ごとに、メモとして出して頂けるとありがたいので、それをお願い出来ないかと思ひます。
- **原科共同議長** それでは、手続き部分の情報をお願いします。
- **鈴木** 次回の委員会にお出しするようにしたいと思います。あわせまして、説明もさせて頂くようにしたいと思います。
- **原科共同議長** 宿題が1つありました。戦略アセスに関しては、どういたしますか。戦略的アセスメントの説明をして欲しいということが、私のところにきました。議長役としては、非常にやりにくいのですが、次回くらいに説明した方がよろしいですか。

- **鈴木** 次回くらいにお願いできればと思います。
- **原科共同議長** では、ビューローでそのことを前向きに検討したいと思います。
- **國島共同議長** 先程、木下委員からのご質問なのですが、ガイドラインのイメージというか、用途は、私自身考えておりますのは、量としては100ページや、200ページのものではありません。要するに、日本語で、A4にしておおよそ10ページくらいの量で書き込めるものと、私自身はイメージしておりますので、色々細かい手続きなどを書き込むために議論をするのか、基本的な考え方やスコープ等を10枚か15枚のものに書くために議論をするのかということで、議論の仕方や資料の揃え方が変わってくると思いますので、これについては皆さんの方で、今後のご案内のメールなどで、この後ビューローで相談をして、もう一度確認しなければならない項目を、いくつか皆さんにお渡し致しますので、そろそろそのあたりの意思統一をしておかないと、議論がずれてしまいます。

それからもう1つは、どのようなガイドラインの公開の仕方が。私自身は、その10ページか、15ページのものでありますから、きちんとした英訳があり、それを情報公開として、誰からも閲覧可能な状態にし、例えば無償資金協力のように、かなり外交的に、あるいは政治的に高度な判断で、こちらから出す時に、これが水戸黄門の印籠だと、一時的に日本の国益になるようなことがあっても、使っては困るというような感じの元になるものとして、イメージをしております。その時に気になりましたのは、10ページか15ページですと、先程の技術協力、無償資金協力、開発調査を包括的に取り扱うという案で進んでおりますが、先日JBICの場合には、吉田委員からJBICの仕事がうまくいっているということは、どのようなことなのか。それはお金を貸している仕事ですから、貸したお金がうまく返ってくる。うまく返ってくることの中に、文句を言われたり、感謝されなかったりということを減らすことが、1つの環境配慮の要件の役割だった。

それは割りとすっきりするのですが、JICAの3つあるものを見据えて、うまくやっているというのは、どういうことなのかということ、今のJBICのようにすっきり言えないとなると、逆に10ページか15ページでは、ものすごく分けて書くか、さらにもっと原理・原則に基づくようなことをどうしたらいいのか。田中委員が、先程参考にしていると言っていたのは、開発調査に関することだけですよ。開発調査に関して今後ということでしたら、有力な資料になりますが、それがそのまま無償資金協力や、技術協力を利用していいかとなると、いいのかもしれませんが、かなり議論がいろいろだと思います。

そのようなことを考えて、今後色々な論点を皆さんに連絡をしますので、是非事前に色々なご意見をお寄せ頂ければ有り難いと思いますので、よろしくお願い致します。

- **原科共同議長** それでは、1点だけ追加して下さい。
- **田中委員** 國島共同議長がおっしゃられましたように、この改定案は開発調査ということなのですが、基本的に無償資金協力の場合、開発調査を行って、無償資金協力に繋げ

る案件もあるのですが、それは非常に数が少ないのです。それはインフラ案件で、そのようなケースになる場合がございます。それから技術協力プロジェクトの場合には、もっともっと大規模な開発計画に比べれば、環境配慮の観点から申しますと、非常に小規模なものが多いわけです。ですから、その議論をする時にメリハリをつけて、どこにこの基本的な考え方が一番重要かというところに、焦点を当てて議論をするということが、非常に大事だと思います。技術協力プロジェクトにも同じことをやれと言っても、それはどちらかという、私はあまりふさわしいとは思いません。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。若干オーバー致しましたので、このあたりで切り上げますが、最後に確認です。委員会起草グループは先程の4名に決定致しました。それから次回は5月22日でございます。

委員会起草グループにお願いすることでございますが、先程基本的事項ということで、1番、2番あたりを申し上げましたが、全体のスケジュールをご覧頂くと、大変タイトでございますので、大変恐縮なのですが、起草グループの方には出来たら基本的事項の1から5までセットで、ドラフトで結構ですので、完全ではなくて結構です。1に重点をおいて、一応5までドラフトを作って頂くと、大変有り難く思いますので、よろしくお願い致します。松本委員、どうぞ。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** そうすると、それが皆さんの合意であれば、2以降の議論が本日は殆どなかった。そういう意味でいくと、皆さんが合意すれば、少なくとも2から5についての意見は、ホームページなり、今日当日参加で来られている方も含めて、積極的に書き込んで、意見を言って頂かないと、2から5については、なかなかまとめるということにならないので、そのあたりを精査して下さい。これだけの議論で、本当に2から5を、起草委員がしているのか。それとも、そうしたホームページでの対応によってやるのか。そこを確認して頂きたいと思います。

- **原科共同議長** 少々誤解があったようですので、申し上げます。起草というのは、今あるものを少し整理して頂くようなことがあり、さらに議論して頂きますから、今出てきたものだけで議論をするのではなく、今日の議論もありますから、色々なインプットを入れながら、どんどん弾力的にどんどん変えていくというようなプロセスを考えております。起草案で、そのまますつといくというものではありません。

早いところで、そのような作業を進めていかないと、フィードバックが十分いかないと思いましたので、まずそのようなアクションを取って頂きたいと思います。起草したものが、相当程度よりも、それで決まりだというように考えないで、もっと議論で動いていくのだというようにお考え頂きたいと思います。そういった前提でのお願いでございます。おっしゃるように、当然インプットをたくさん頂きたいので、今のようなプロセスをとって頂きたいと思います。

- **鈴木** 今の点で、一点確認させて頂きたいのは、一応起草頂いた提言を、集中的に討議をして頂くのを、私どもが考えているスケジュールでは、8月、9月を、お手元にお配

りしたスケジュールに入れております。その前の7月に、論点のとりまとめというタイミングを、一応設けております。何故これを申し上げたかという、5月22日までに昨日と本日の議論を踏まえて、起草グループの方々に起草を作って頂くのは、よろしいのですが、その議論を次回5月の委員会でしてしまうと、手続きの議論が出来なくなってしまう。

起草に着手して頂くのは、早い方がいいのですが、手続きの議論、実施体制やその他も含めて議論しながら、どんどん基本方針も整理されていく部分が、どこまで基本方針で、どこから手続きに落としていこうということもあると思いますので、次の会議で考え方の整理や論点の整理をして頂いて、このようなものが入るのではないかというものを起草グループの方に書いて頂くのはよろしいのですが、あまり議論をそれに集中させない方が、より手続き面や何かの議論に入っていけるのではないかという気が致しました。それによって作業の量が、大分起草グループの方々も違うのではないかと思います。

- **原科共同議長** 若干時間がオーバー致しましたが、もう少し確認をした方がいいと思います。8月、9月のスケジュールなのですが、「改定委員会提言を討議」と書いてありますが、私のイメージと違っているので、少々申し上げたいのですが、改定委員会の提言は、8月くらいでまとめ、それを受けてJICAのご担当の方にガイドライン案を作って頂くのだと思っておりました。10月のパブリックコメントに出すものは、ガイドライン案がJICAから公示されるわけですね。ですから、ガイドライン案は、提言というものを8月で一回切って、提言としてまとめたものと、ガイドラインを作ったものとは、どれだけ反映されているかということです。その確認というのが、8月、9月の作業だと私は思っておりました。私のイメージと少々違っているようですので、そのあたりはどうなりますか。
- **鈴木** 我々のイメージは、提言の討議を2回入れておりますが、恐らく章分けをして、提言案を議論されていくのだと思いますので、このあたりから同時並行で、我々のガイドラインはガイドラインとして、やはり書く作業をJICAの中でしていかななくてはならないのだろうと思っております。委員会の議論を聞きながら、進められる作業はしていかななくてはならないと思っております。従いまして、9月上旬には提言は終わります。この「提言の討議」というところで、提言の案自身は9月上旬に終えて頂いて、JICAで最終的な提言案を見て、ガイドラインを完成して、1日に公開とパブリックコメントとをあわせて、ガイドラインのJICAの案を、もう一度フォローアップ委員会という形で、委員会を通じて議論をして頂くというような形を考えております。
- **原科共同議長** わかりました。当初考えておりましたのは、もう少し早めに完成させたいという気持ちがありましたので、スケジュールが前倒しになっておりました。これは、それよりも若干時間をかけてという考え方ですね。今のご説明でわかりました。ですから、8月に提言ではなく、9月に討議が終わり、提言がまとまるという具合で、それを

受けて JICA の作業はそのあとということになりますね。わかりました。小川委員、どうぞ。

- **小川委員** 2点あるのですが、1つはドラフティングチームの役割なのですが、私の理解はあくまでも、この正式な委員会が出た議論を集約するという理解でおりますので、先んじてドラフティングチームが書いて、叩かれても困るところがございます。それが1点でございます。

それからもう一つは、提言とガイドライン案の関係なのですが、本日の議論で提言はガイドラインの範囲をかなりはみ出すという議論があったわけです。JBIC の時の場合はわりとシンプルでありまして、検討会の提言自体がガイドラインそのものの中身を殆どカバーしておりました。それを出したあと、それをベースにして、そこから JBIC が作業を始めて、ガイドラインを作ったという形になっております。今回、私どもがドラフティングする提言案は、どのような中身になるのか。そのイメージ構成が、よく私にはわからないのです。

今のお話ですと、こちらの提言の作業と並行して JICA のガイドライン案の検討が進むということですので、JBIC のように、提言でガイドラインそのもののようなものを出して、そうするとその瞬間には JICA 案も出来ているというのは、あまりにも変ですし、作業的にも重複があるように思われます。

では、どうするか。例えば、こちらの当委員会の提言は、もっと抽象的な提言に留めて、具体的に、ガイドラインの中でどのようなことを書くべきということは、寧ろ JICA のガイドライン案を見て、10 月中旬のフォローアップ委員会という形で詰めていくという分担をするのか、出来るのか。そのあたりの構成をよくお考え頂きたいと思います。そうでないと、すごく作業の流れが見えなくなります。

- **原科共同議長** 今の点について、これまでの考えは、やはり提言で相当程度、ガイドラインが作れるような方向性を示すものだ、私は思っております。そうしないと、後の作業が大変になって、とてもひと月では終わらないこととなります。やはり 9 月までに、ガイドラインを作る枠組みを示しまして、ただしその枠組みの中には、ガイドラインだけに限らず、もっと広い枠をとって考えます。そのようなことだと思います。その点、少々スケジュールを急ぎ過ぎたという点があり、反省しました。次回、基本的事項の全てのドラフトを用意して頂くと申し上げましたが、これは撤回の方がいいですね。基本的事項の 1 番は本日議論をしましたので、1 番のところを作って頂きたいと思います。その間色々ご意見は受け付けますので、出して頂きたいと思います。今日もオブザーバーの方からもご意見を出して頂くようにしましたので、今後もそのような具合で進めたいと思います。松本委員、どうぞ。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私も小川委員に賛成で、ここでの議論を基本的にまとめていくという形にする方がいいと思います。それから、JBIC の時の提言ですが、少し実は違って、ガイドラインに盛り込んだらいいという書き方をしているのは、太字で

あります。それから細字もあります。この細字というものは、この中で意見が分かれたものも、きちんと記しておこうというものです。この場合は JBIC ですが、JBIC の範囲以外、例えば外務省に関することだけれども、やっぱり重要だから太字では書けないが、細字で書いておこうというようなやり方をしております。同じやり方をすればいいか、どうかはまた議論することですが、私はその両方があったらいいと、そのようなイメージで提言を考えております。

- **原科共同議長** そうですね。具体的なイメージを申し上げますと、ガイドラインは、JBIC は 20 数ページです。それから提言は 50～60 ページありました。そのような感じで、幅広く議論して頂ければと思います。しかしガイドラインに関しては、部分集合ですから、中に入っているということで、まとめております。概ねそのようなイメージを持ちましたので、この委員会での検討をしっかりと議論をして、提言の文章をどんどん吟味していかなくてはならないと思います。少々作業をあせらせるような言い方をして、申し訳ありません。

次回までに起草グループの方には、基本的事項の 1 番を特に具体的に書いて頂いて、2、3、4、5 については、だいたいスケルトンくらいを考えて頂ければと思います。よろしいでしょうか。それでは、これで終わらせて頂きます。ありがとうございました。

-----◇-----

午後 12 時 52 分 閉会